

恩納村地域福祉推進計画

(地域福祉計画・地域福祉活動計画)



令和3年3月
恩納村役場
恩納村社会福祉協議会

はじめに



近年、急速な少子高齢化等を背景として、社会環境の変化、村民同士の交流や繋がりが、地域に対する関心が低下するなど、地域課題が複雑多様化しております。本村におきましても少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷により、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。

こうした課題に対応するため、行政の取り組みや、個人、家庭の取り組みだけではなく、地域において支え合い、助け合う地域福祉の機能を一層高めていく必要があります。

本村では、恩納村社会福祉協議会との協働により、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする『恩納村地域福祉推進計画〈地域福祉計画・地域福祉活動計画〉』を策定致しました。本計画の位置づけとして、本村の上位計画である「恩納村総合計画」との整合性を図り、さらには「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すむらづくりを推進するための視点であるSDGsの考えを踏まえ、障がい者、高齢者、子どもなどの制度や分野の枠を超え、複合的に課題を広げ、多様な課題に取り組む地域共生社会を目指した計画として策定いたしました。

また、地域福祉の発展に向けては、地域において多様な担い手が、きめ細やかな福祉活動を活発に展開することが必要であり、行政には、そのような活動を支援・促進するための条件整備を行うことが求められます。

こうした役割分担のもと、村民の皆様と手を携え、計画の推進に努めてまいりたいと存じますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、沖縄県社会福祉協議会をはじめとする関係団体、村民の皆様には心から感謝申し上げます。

令和3年3月

恩納村長 長浜 善巳

恩納村地域福祉活動計画策定にあたり



地域福祉活動計画は、恩納村地域福祉計画に基づいて、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」「企業」等が相互協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な計画となっています。

本村でも年少人口が減少し、高齢者人口が増加する超高齢化社会の進展や、社会情勢、経済情勢の変化に伴い様々な問題が発生し、これまでの福祉制度での課題解決や地域のつながりの弱まりなどの問題に対する対応が難しい状況になっています。

このようなことから、これまでの『支え手』『受け手』という関係ではなく、地域の課題を住民一人一人が『我が事』として、主体的に課題解決に取り組んでいくことが重要となっています。

恩納村社会福祉協議会は、『支えあい、安心して暮らせる地域共生社会をめざして』を基本理念として、地域の中の様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的として活動しています。

すべての村民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのむらづくりに向けて、地域福祉の担い手として、研修等により職員のスキルアップを図り、村民の皆様はじめ村当局、各団体と連携を密にして、地域福祉活動計画に定められた今後5年間の目標達成のため、職員一丸となって努めてまいり所存であります。

最後に、本計画策定にあたりご尽力くださいました策定委員はじめ関係者の皆様に対し、心から御礼を申し上げます。

令和3年3月吉日

恩納村社会福祉協議会
会長 平 良 幸 夫

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・目的	1
2. 計画の位置づけ及び計画期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定	2
(3) 計画の期間	3
3. 計画の策定体制	4
4. 計画策定のポイント	5
第2章 地域福祉を取り巻く環境	7
1. 基礎データの状況	7
2. 村民アンケート調査	15
3. 自治会及び各種団体等への意見聴取の概要	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 計画の圏域の設定	29
2. 各主体の役割	32
3. 基本理念及び基本目標	33
(1) 基本理念の考え方	33
(2) 基本目標	35
4. 施策の体系	36
5. 成果指標の設定	37
第4章 地域福祉の取り組み施策	39
基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる!	39
1. 地域や福祉を知るきっかけづくり	39
2. 地域行事などに参加するきっかけづくり	43
3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保	46
基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる!	49
1. 地域活動の活性化への支援	49
2. 地域で支え合う仕組みづくり	52
3. サービスの利用支援体制の充実	55
基本目標3:安心、安全をつくる!	61
1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実	61
2. 困難を抱えた村民への支援	64
3. 安全・安心な地域の環境づくり	70

第5章 計画の推進のために	75
1. 計画の周知・啓発.....	75
2. 計画の評価と進行管理の徹底	75
資料編.....	77
1. 策定委員会設置要綱.....	77
2. 委員名簿.....	79

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・目的

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な生活課題について、住民の主体的な取り組みをはじめ、行政や社会福祉協議会、関係機関との連携により、みんなで支え合うむらづくりに取り組んでいくという考えであり、社会福祉法の第4条にも「地域福祉の推進」が位置づけられています。

近年は、社会環境の目まぐるしい変化に伴い生活様式や価値観の多様化、少子高齢化、単身世帯の増加などにより、人と人、家庭や地域とのつながりが弱まっている状況も見受けられます。

さらに、生活困窮者や引きこもり、ニート、育児と介護のダブルケア、8050問題など社会的に孤立してしまい、必要な支援につながりにくい方も顕在化してきていることから、これまでの制度や公的サービスでは対応が難しくなっています。

このような中、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、市町村地域福祉計画の整理項目として「高齢者の福祉」、「障がい者の福祉」、「児童の福祉」、「その他の福祉」に係る共通して取り組むべき事項の整理が必要になったことにより、福祉関連計画の上位計画としての位置づけが明確化され、様々な生活課題の解決において、地域における支え合いの充実を図ることの重要性が改めて示されました。

くわえて、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題への対応、地域の「つながり」の弱まりなどの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係ではなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが示され、地域課題を住民一人ひとりが「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決するための「丸ごと」の包括的な相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

本村においても、子どもから高齢者、障がいのある人や生活に困っている人など、様々な人々が暮らしており、すべての村民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのむらづくりに向けて、地域住民をはじめ、自治会や関係団体、関係機関、事業所、行政や社会福祉協議会などの多様な主体が連携・協働し、地域における様々な課題の解決に向けて一緒に取り組んでいく必要があります。

このことから、本村における各主体の役割をはじめ、地域における支え合いの仕組みづくり、様々な問題への施策の方向性を整理し、地域福祉の推進を図ることを目的として本計画を策定します。

社会福祉法より抜粋第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、本村の最上位計画である恩納村総合計画との整合を図るものとし、本村の福祉に関連する分野別計画の上位計画の位置づけとなります。

本計画は、福祉関連計画と連携を図るとともに、本村のまちづくりや防災などの計画との整合を図りながら、施策を推進する計画とします。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

本村における地域福祉の取り組みを推進する上で、計画全体の理念や取り組みの方向性を示す計画が地域福祉計画（行政）であり、その方向性について、実行するための中核を担う社会福祉協議会の行動を定める計画が地域福祉活動計画（社会福祉協議会）となります。

本計画はその2つの計画を一体的に定め、計画の推進を図ります。

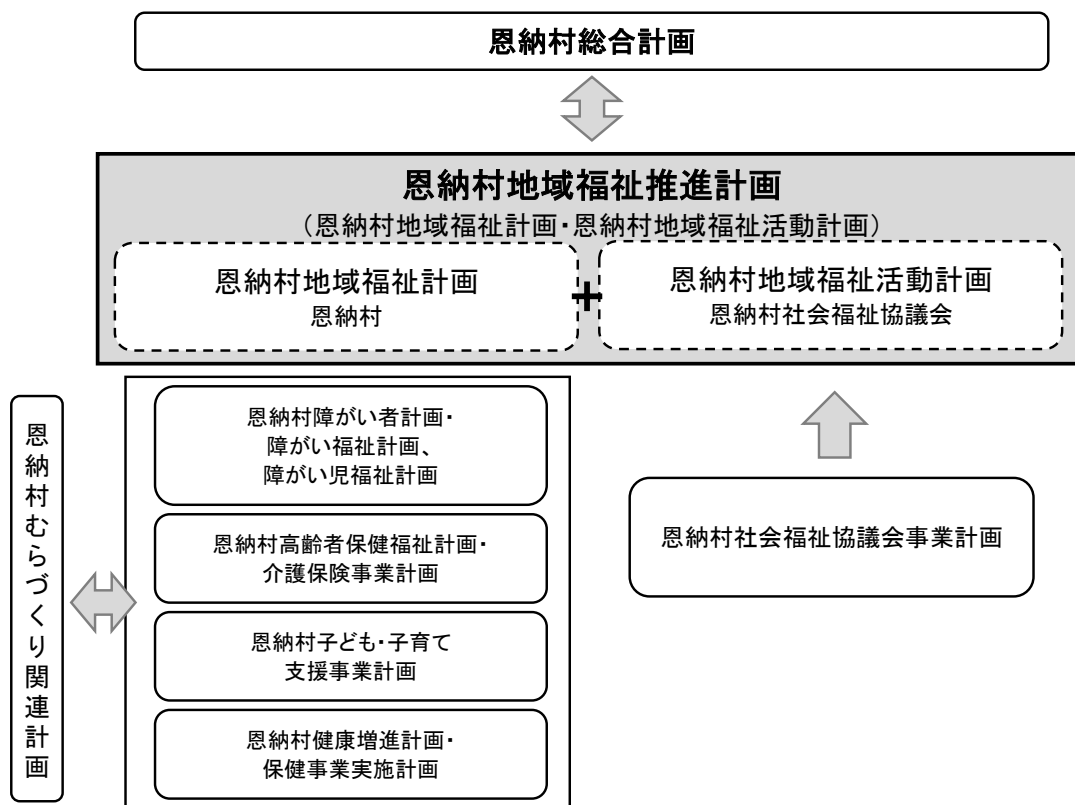
①地域福祉計画

地域福祉計画は、地域の生活課題等を住民自らが見つけ、把握し地域住民を主体とした地域の福祉活動によって地域の生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

②地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

【計画の位置づけ】



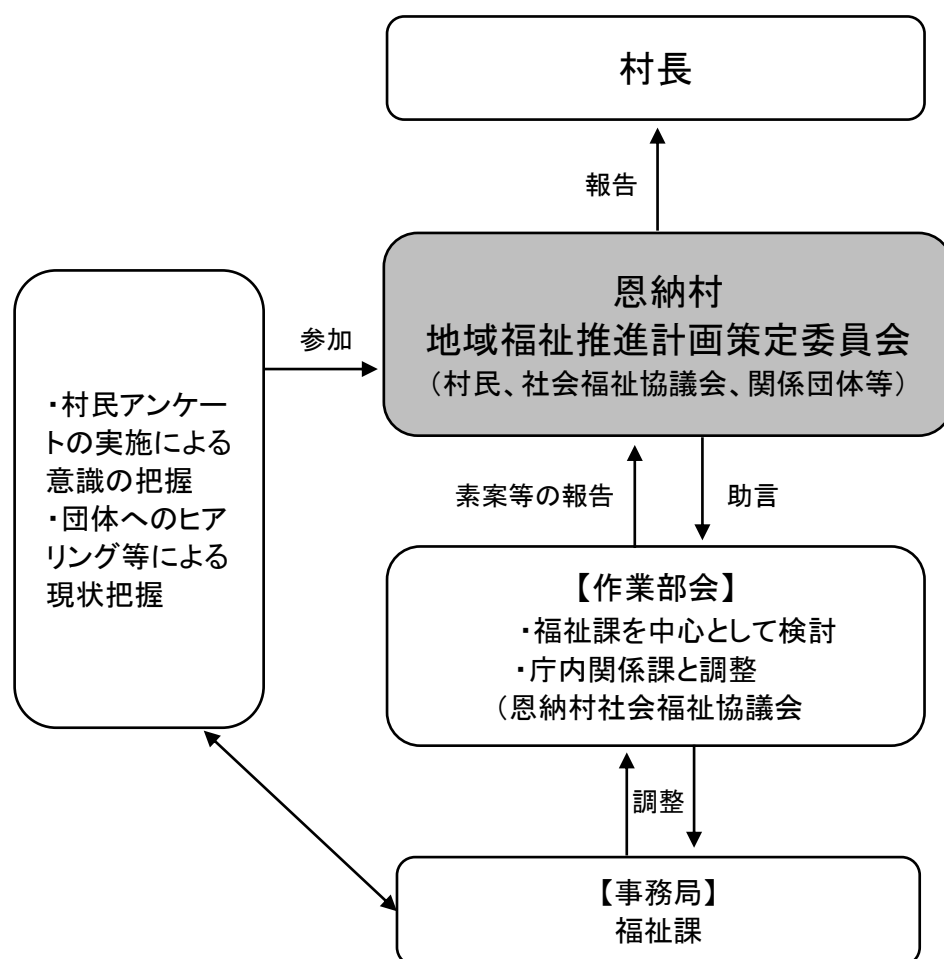
(3) 計画の期間

本計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とし、2025年度（令和7年度）には計画の見直しを行います。

3. 計画の策定体制

本計画の策定は、村民や地域の関連団体、関係機関等のメンバーで構成する「恩納村地域福祉計画策定委員会」において検討を図るとともに、庁内の検討にあたっては、作業部会を設置するとともに、各課との調整を行うなど検討を進めました。

また、村民の地域福祉に関する意向を把握し、計画に反映させるため、アンケート調査の実施をはじめ、自治会や地域活動団体、民生委員・児童委員協議会などからも意見聴取を行いました。



4. 計画策定のポイント

【社会福祉法の改正】

改正社会福祉法の概要

本計画の策定に係わる改正社会福祉法の概要は以下のとおりです。

（平成 30 年 4 月 1 日施行）

①地域福祉の推進（第 4 条 2 項）

福祉サービス等の支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な生活課題等について、地域住民や支援関係機関等との連携により的確に把握し、その解決を図る事に留意する趣旨を規定

②包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）

地域住民及び支援関係機関等が連携、協力し地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に努める趣旨を規定

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促進するために必要な（交流拠点整備、研修等）環境の整備
- 地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言を行い、多様な関係機関等との連携に基づき支援協力を求めることができる環境づくり
- 生活困窮者自立相談支援事業者その他の支援関係機関が相互に連携し、複雑・多様化する生活課題の解決に向け包括的に支援するための体制整備

③地域福祉計画の充実（第 107 条第 1 項）

市町村において、以下の事項を一体的に定める計画として地域福祉計画を策定するよう努める趣旨

波線部分については、改正に伴い追加された項目となります。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

【本計画とSDGsとの関連】

■SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■本計画とSDGsの関連

本計画における取り組みを推進することで、SDGs（持続可能な開発目標）の「1.貧困をなくそう」「3.すべての人に健康と福祉を」「5.ジェンダー平等を実現しよう」「10.人や国の不平等をなくそう」「11.住み続けられるまちづくりを」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の6つのゴール（目標）につながるものと考えます。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

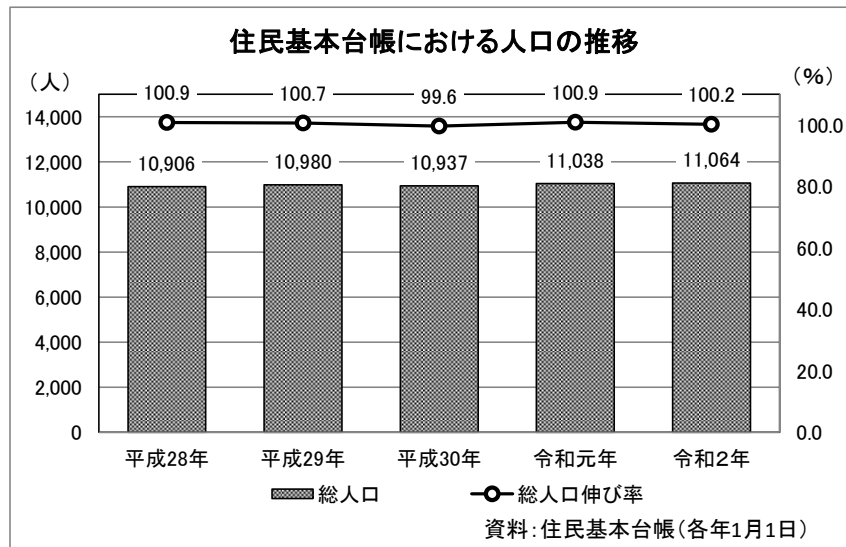
第2章 地域福祉を取り巻く環境

1. 基礎データの状況

<人口等の推移>

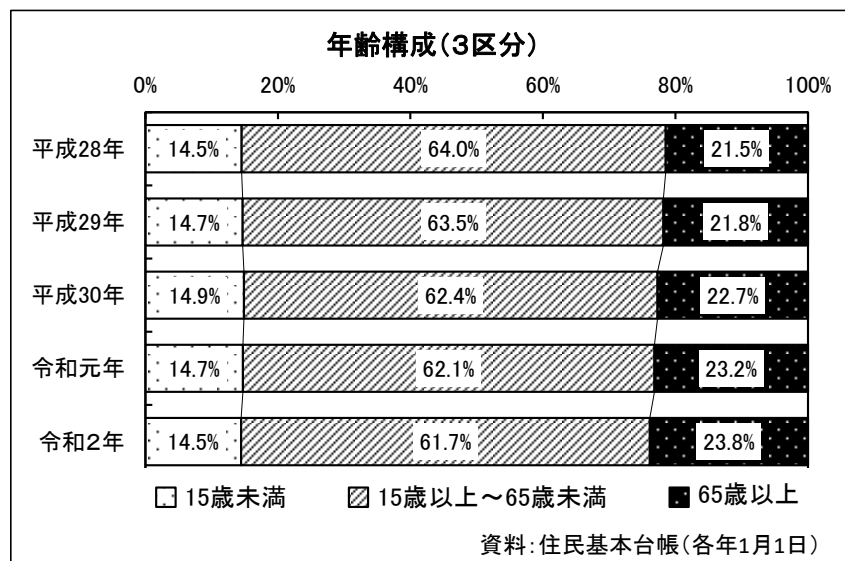
恩納村の令和2年の人口は、11,064 人となっています。

人口推移をみると、平成 28 年の 10,906 人から増加傾向にあり、5 年前と比べて 158 人増加しており、令和2年の前年度からの伸び率は 100.2%となっています。



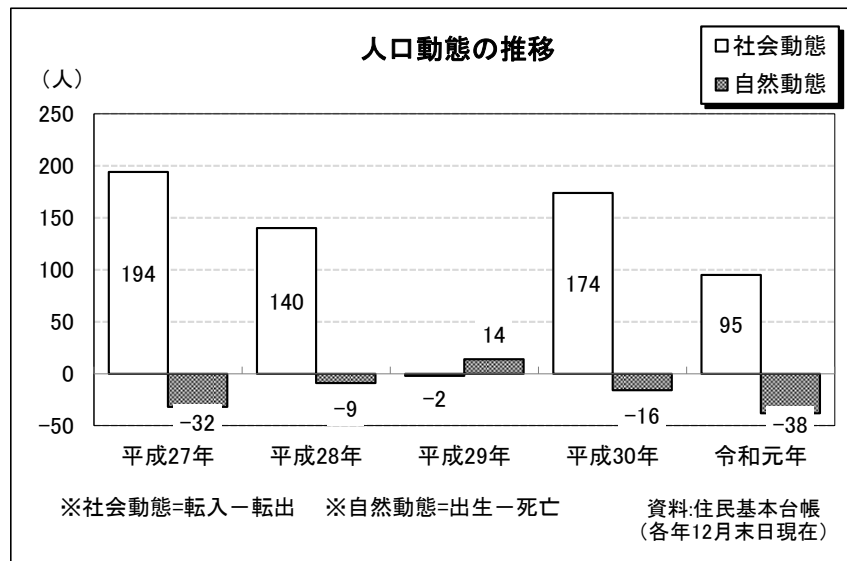
令和2年の人口の年齢構成3区分は、15 歳未満（年少人口）が 14.5%、15 歳以上～64 歳（生産年齢人口）が 61.7%、65 歳以上（高齢者人口）が 23.8%となっており、超高齢化社会（全人口に占める高齢者人口の割合が 21%以上を超える）が進展していることが伺えます。

年齢3区分の割合の推移をみると、年少人口が平成 30 年をピークに減少傾向、生産年齢人口が経年減少傾向、老年人口が経年増加傾向で推移しています。



令和元年度の人口動態をみると、社会動態（転入数と転出数の差）は、転入数が転出数を上回っています（転入数が95人多い）。自然動態（出生数と死亡者数の差）は、死亡者数が出生数を上回っています（死亡者数が38人多い）。社会動態の増加数が自然動態の減少数を上回っている事が本村の人口増加に影響を与えていると考えられます。

社会動態及び自然動態の推移をみると、各年社会動態は増加、自然動態は減少傾向にあります。また、令和元年での前年度との比較では社会動態が79人減、自然動態が22人減となっています。



＜障がい者（障害者手帳所持者）数の推移＞

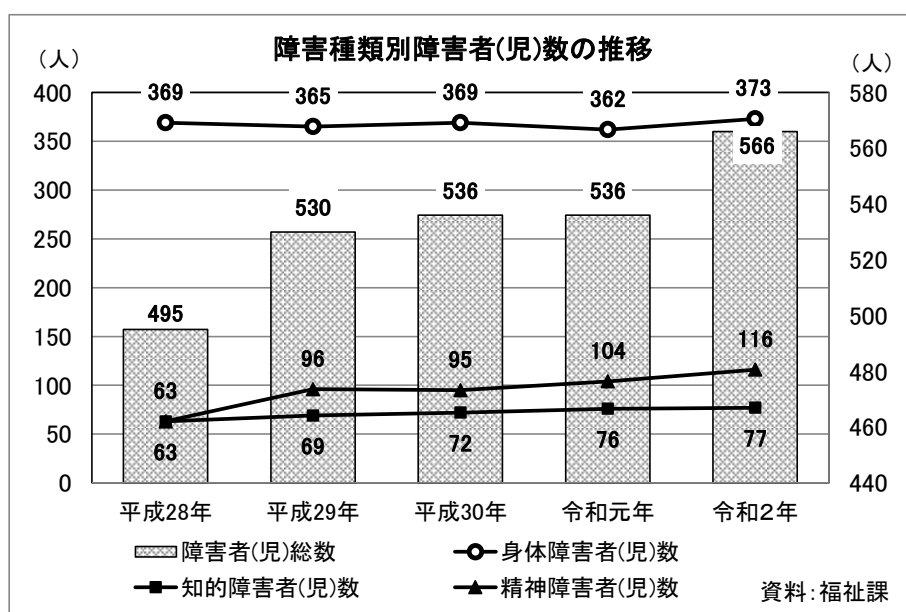
令和2年の障がい者（障害者手帳所持者）数は、本村総人口の5.1%を占める566人となっています。

障害種類別の内訳をみると、身体障がい者が障がい者総数の65.9%を占める373人で最も多くなっています。次いで、精神障がい者が116人（20.5%）、知的障がい者が77人（13.6%）となっています。障害種別に平成28年と令和2年の数を比較すると、身体障がい者（H28：369人、R2：373人）、知的障がい者（H28：63人、R2：77人）、精神障がい者（H28：63人、R2：116人）ともに増加傾向にあり、特に精神障がい者は53人増と大きく増加しています。

障がい者数の推移(障害者手帳所持者)

	平成28年 (H28.3.31)		平成29年 (H29.3.31)		平成30年 (H30.3.31)		令和元年 (H31.3.31)		令和2年 (R2.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障害者(児)総数	495	100.0%	530	100.0%	536	100.0%	542	100.0%	566	100.0%
身体障がい者(児)数	369	74.5%	365	68.9%	369	68.8%	362	66.8%	373	65.9%
知的障がい者(児)数	63	12.7%	69	13.0%	72	13.4%	76	14.0%	77	13.6%
精神障がい者(児)数	63	12.7%	96	18.1%	95	17.7%	104	19.2%	116	20.5%
恩納村総人口	10,921		10,947		11,001		11,005		11,066	
障がい者(児)総数の割合	4.5%		4.8%		4.9%		4.9%		5.1%	
身体障がい者(児)数の割合	3.4%		3.3%		3.4%		3.3%		3.4%	
知的障がい者(児)数の割合	0.6%		0.6%		0.7%		0.7%		0.7%	
精神障がい者(児)数の割合	0.6%		0.9%		0.9%		0.9%		1.0%	

資料：福祉課



<障がい者、児別の推移>

本村の令和2年の障がい者（18歳以上）数は、障がい者総数の94.3%の534人、障がい児（18歳未満）数は5.7%の32人です。

障害種類別にみると、身体障がい者373人のうち、障がい者が366人（身体障がい者総数の98.1%）、障がい児が7人（同1.9%）となっています。

知的障害では、知的障がい者77人のうち、障がい者が54人（知的障がい者総数の70.1%）、障がい児が23人（同29.9%）となっています。

精神障害では、精神障がい者116人のうち、障がい者が114人（精神障がい者総数の98.3%）、障がい児が2人（同1.7%）となっています。

障がい者、児別の推移（障害者手帳所持者）

		平成28年 (H28.3.31)		平成29年 (H29.3.31)		平成30年 (H30.3.31)		令和元年 (H31.3.31)		令和2年 (R2.3.31)	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	総 数	495	100.0%	530	100.0%	536	100.0%	542	100.0%	566	100.0%
	障がい児	30	6.1%	34	6.4%	39	7.3%	36	6.6%	32	5.7%
	障がい者	465	93.9%	496	93.6%	497	92.7%	506	93.4%	534	94.3%
身体障がい者	総 数	369	100.0%	365	100.0%	369	100.0%	362	100.0%	373	100.0%
	18歳未満	10	2.7%	11	3.0%	11	3.0%	9	2.5%	7	1.9%
	18歳以上	359	97.3%	354	97.0%	358	97.0%	353	97.5%	366	98.1%
知的障がい者	総 数	63	100.0%	69	100.0%	72	100.0%	76	100.0%	77	100.0%
	18歳未満	19	30.2%	22	31.9%	27	37.5%	26	34.2%	23	29.9%
	18歳以上	44	69.8%	47	68.1%	45	62.5%	50	65.8%	54	70.1%
精神障がい者	総 数	63	100.0%	96	100.0%	95	100.0%	104	100.0%	116	100.0%
	18歳未満	1	1.6%	1	1.0%	1	1.1%	1	1.0%	2	1.7%
	18歳以上	62	98.4%	95	99.0%	94	98.9%	103	99.0%	114	98.3%

資料：福祉課

<就学前児童の人口推移（小学校入学前の0～5歳人口）>

村全体における就学前児童人口の推移をみると、平成27年の609人から増減をくり返しながらか推移し、平成31年は625人で16人増加となっており微増傾向にあります。

■就学前児童人口推移 単位:人

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
恩納村	609	585	650	654	625
0	103	90	121	103	104
1	90	108	94	120	103
2	108	91	115	93	102
3	108	106	101	120	109
4	90	104	109	103	102
5	110	86	110	115	105

資料:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

<小学校児童の人口推移（6～11歳人口）>

村全体における小学校児童人口の推移をみると、就学前児童と同様に平成27年の655人から増減をくり返しながらか推移し、平成31年は664人で9人増加となっており微増傾向にあります。

■小学校児童人口推移 単位:人

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
恩納村	655	665	665	669	664
6	118	116	93	113	110
7	113	119	119	91	111
8	108	110	121	122	115
9	113	109	109	122	113
10	99	112	110	110	108
11	104	99	113	111	107

資料:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

＜公立保育所、認可保育園＞

村内の公立保育所は３カ所で、入所児童数は 200 人程度となっています。

また、平成 31 年の本村の 0～4 歳児の人口に占める公立保育所の入所児童数の比率は 35.6% となっております。

認可保育園の入所数も年々増加傾向で推移しており、平成 31 年には 107 人となっています。

公立保育所年齢別入所児童数の推移

単位：人、％

	保育所名	定員数	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
平成26年	安富祖保育所	60	58	6	11	15	10	16
	恩納保育所	60	67	4	17	15	13	18
	山田保育所	70	74	4	15	17	16	22
	計	190	199	14	43	47	39	56
平成27年	安富祖保育所	65	55	6	10	13	16	10
	恩納保育所	65	65	4	12	17	15	17
	山田保育所	65	67	6	10	13	19	19
	計	195	187	16	32	43	50	46
平成28年	安富祖保育所	65	65	3	15	12	19	16
	恩納保育所	65	70	1	17	12	20	20
	山田保育所	65	72	2	15	14	20	21
	計	195	207	6	47	38	59	57
平成29年	安富祖保育所	65	60	3	12	12	14	19
	恩納保育所	65	64	5	12	12	15	20
	山田保育所	65	58	4	7	12	15	20
	計	195	182	12	31	36	44	59
平成30年	安富祖保育所	65	59	5	11	12	16	15
	恩納保育所	65	61	5	12	11	16	17
	山田保育所	65	56	4	12	11	14	15
	計	195	176	14	35	34	46	47
平成31年	安富祖保育所	65	57	4	12	12	16	13
	恩納保育所	65	69	3	12	17	14	23
	山田保育所	65	55	2	12	14	14	13
	計	195	181	9	36	43	44	49

資料：役場資料（各年4月1日現在）

公立保育所入所児童比率

単位：人、％

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
平成31年	0～4歳人口（外国人含む）	508	79	109	110	91	119
	入所児童比率	35.6	11.4	33	39.1	48.3	41.2

資料：保育担当資料

認可保育園入所数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	計
平成28年度	2	3	0	0	0	5
平成29年度	9	17	36	12	13	87
平成30年度	7	30	20	32	13	102
平成31年度	7	27	21	18	34	107

資料：保育担当資料

<幼稚園>

村内の公立幼稚園は5ヵ所で、園児数は全体で90人代から100人台で推移しています。

幼稚園児童数の推移		単位:人					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
安富祖幼稚園	12	14	13	14	22	18	17
うち喜瀬武原	-	-	-	0	4	5	3
うち4歳	-	-	-	5	3	1	1
恩納幼稚園	28	43	32	24	37	50	34
喜瀬武原幼稚園	6	10	5	休園	休園	休園	休園
うち4歳	2	4	1	休園	休園	休園	休園
山田幼稚園	21	18	25	17	20	15	10
仲泊幼稚園	20	12	15	20	16	16	25
合計	87	97	90	80	102	105	90

資料: 恩納村役場(各年5月1日現在)

<障がい児保育>

障がい児保育は全ての公立保育所で実施しており、平成30年度の対象となる児童は保育所全体で1人となっています。

障がい児保育児童数		単位:人			
施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
安富祖保育所	1	0	0	0	0
恩納保育所	0	0	0	0	0
山田保育所	1	0	0	0	1
合計	2	0	0	0	1

資料: 福祉行政報告(各年4月1日現在)

<特別支援教育>

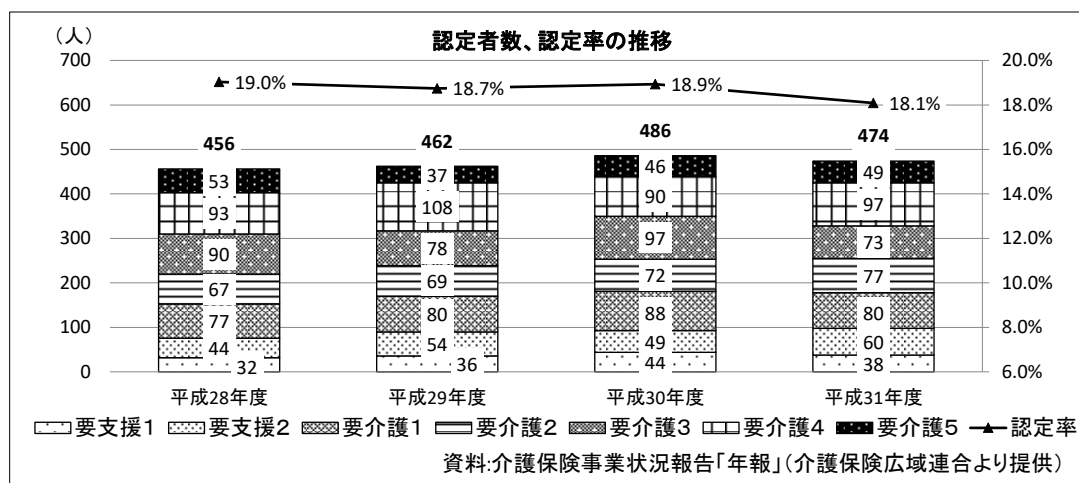
特別支援教育の対象となる児童は年々増えてきており、幼稚園から中学校までを合わせると平成26年度が56人であるのに対し、平成30年度では109人と大きく増えています。

特別支援教育対象児童数		単位:人			
学校名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
安富祖幼稚園	0	0	0	0	1
喜瀬武原幼稚園	1	0	-	-	-
恩納幼稚園	1	0	0	1	1
仲泊幼稚園	0	0	0	0	1
山田幼稚園	1	0	0	0	1
安富祖小学校	6	6	5	10	9
安富祖中学校	3	2	3	2	4
喜瀬武原小学校	1	2	3	2	1
喜瀬武原中学校	0	0	0	0	1
恩納小学校	18	13	16	25	27
恩納中学校	11	15	10	13	17
仲泊小学校	6	9	9	10	8
仲泊中学校	1	2	5	7	9
山田小学校	4	9	6	12	21
山田中学校	3	7	8	7	8
計	56	65	65	89	109

資料: 役場資料(各年5月1日現在)

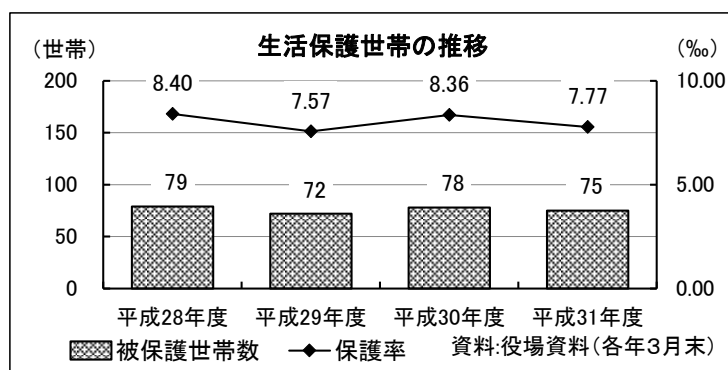
<要介護度認定者数と認定率の推移>

平成31年度の要支援、要介護認定者数は474人、認定率は18.1%となっています。平成28年度の認定者数に比べ18人増となるものの、認定率は0.9ポイント減少しています。



<生活保護世帯の推移>

被保護世帯数についてみると、概ね横ばいで推移し、平成31年度には75世帯となっています。保護率(人口1,000人あたりの保護人員の割合)は7.77‰で、近年は増減を繰り返しています。



生活保護世帯の推移 単位:世帯、人、‰

	被保護世帯数	被保護人員	保護率
平成28年度	79	92	8.40‰
平成29年度	72	81	7.57‰
平成30年度	78	92	8.36‰
平成31年度	75	92	7.77‰

資料:役場資料(各年3月末)

<民生委員・児童委員委嘱状況(3月末時点)>

地域における身近な相談や支援を担う民生委員・児童委員の委嘱状況は、平成28年度から30年度までは18人となっていました、平成31年度には3人減少し15人となっています。

民生委員・児童委員委嘱状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
民生委員	16	16	16	14
主任児童委員	2	2	2	1
計	18	18	18	15

資料:役場資料(各年3月末)

2. 村民アンケート調査

(1) 調査概要

① 調査の対象者

村内にお住まいの 20 歳以上 75 歳未満の男女 2,000 人を住民基本台帳から、住所、年齢層に偏りがないように抽出しました。

① 調査の期間

調査期間は令和 2 年 2 月上旬から 3 月上旬

② 調査票の回収方法

対象者に対し期日を限定し、郵送による配布・回収をしました。

③ 調査票の回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票回収状況	1,986	508	508	25.6%

④ 集計方法

集計ソフトを活用し、単純集計を行うとともに、必要に応じ居住年数別、小学校区別、年代別のクロス集計を実施しました。

⑤ 報告書への記載方法

※1：集計結果は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100% で一致しない場合があります。

※2：回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行います。

※3：各質問に対するグラフ表示は、単純集計の場合は円グラフ、複数回答の場合には横棒グラフで表示しています。複数回答の場合、合計割合は 100% を超えます。

※4：回答比率が極端に小さい場合、グラフ等の見やすさを考慮し、数値表示を省略している場合があります。

(2) 調査結果の概要

<回答者の属性>

お住まいの地区：「恩納小学校区」が 31.9%、「仲泊小学校区」が 27.0%、「山田小学校区」が 20.1%、「安富祖小学校区」が 15.4%、「喜瀬武原小学校区」が 2.6%となっています。

回答者の年代：「60代」(29.3%)が最も多く、次いで「40代」(20.9%)、「50代」(15.9%)、「30代」(14.6%)、「70代」(10.6%)、「20代」(7.9%)の順となっています。

居住年数：「15年以上」(62.6%)が最も多く、次いで「5年～10年未満」(10.8%)、「10年～15年未満」(8.5%)の順となっています。

家族構成：「親子(二世帯)」が 43.3%で最も多く、次いで「夫婦のみ」(26.0%)、「一人暮らし」(8.1%)の順となっています。

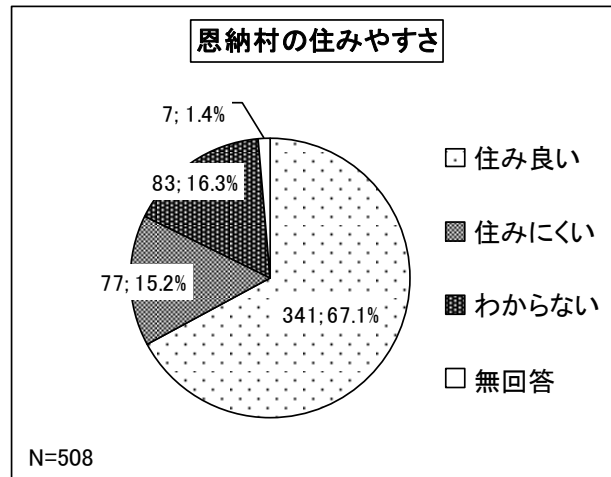
職業：「サービス業」(24.4%)が最も多く、次いで「無職」(18.3%)、「その他」(11.0%)、「家事労働」(7.7%)、「土木・建設業」(7.3%)の順となっています。

世帯の収入：年間の手取り額「200万円～300万円未満」(21.1%)が最も多く、次いで「300万円～400万円未満」(16.5%)、「100万円～200万円未満」(15.2%)の順となっています。

【恩納村の住みやすさについて】

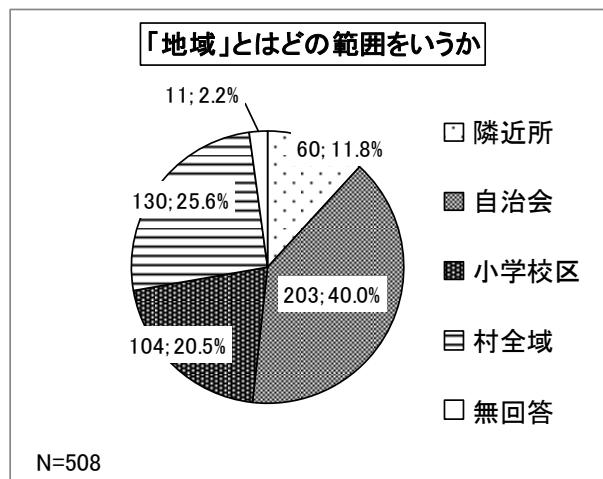
＜恩納村が住み良いと思いますか。＞

恩納村が住み良いと思うかについては、「住み良い」が67.1%、「わからない」が16.3%、「住みにくい」が15.2%となっています。



＜「地域」とは、どの範囲をいいますか。＞

地域と聞いてどの範囲を思い浮かべるかについては、「自治会」が40.0%で最も多くなっています。次いで「村全域」の25.6%、「小学校区」の20.5%、「隣近所」の11.8%と続いています。

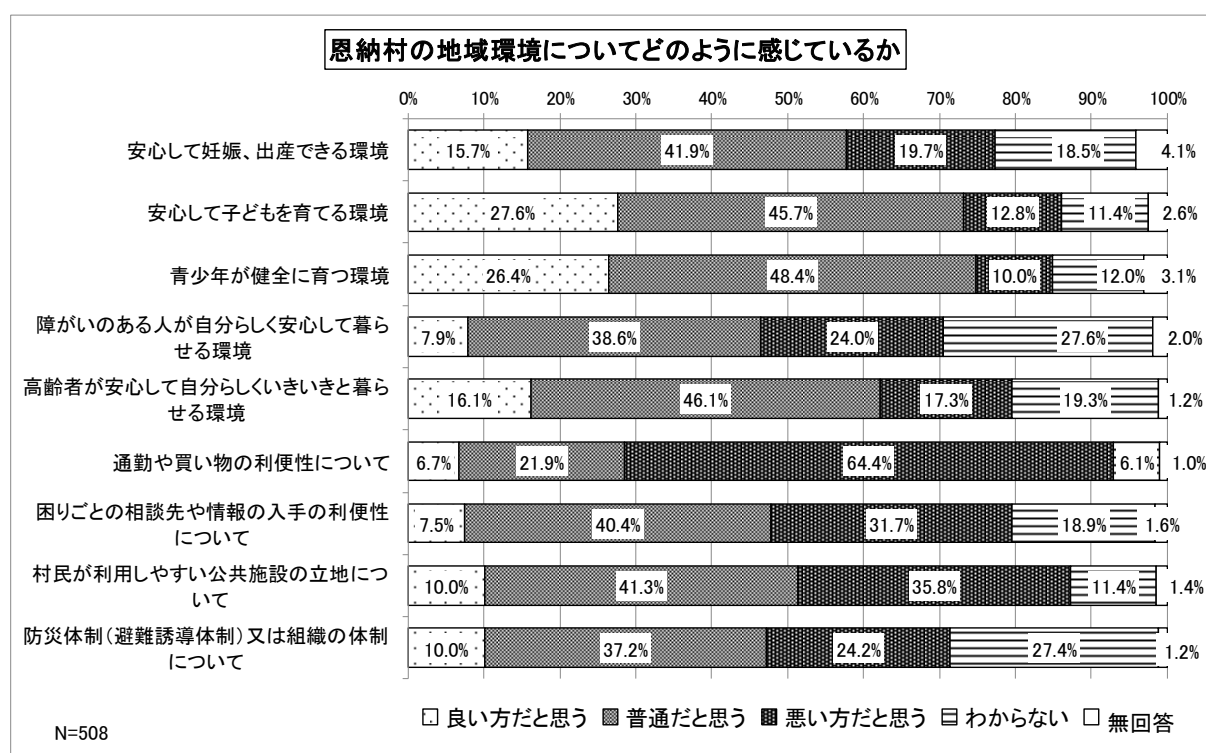


＜恩納村の地域環境について、どのように感じていますか。＞

恩納村の地域環境について、良い方だと思うとの回答は「安心して子どもを育てる環境」が27.6%で最も多くなっています。次いで「青少年が健全に育つ環境」の26.4%、「高齢者が安心して自分らしくいきいきと暮らせる環境」の16.1%と続いています。

一方、悪い方だと思うとの回答は「通勤や買い物の利便性について」が64.4%で最も多くなっています。次いで「村民が利用しやすい公共施設の立地について」の35.8%、「困りごとの相談先や情報の入手の利便性について」の31.7%と続いています。

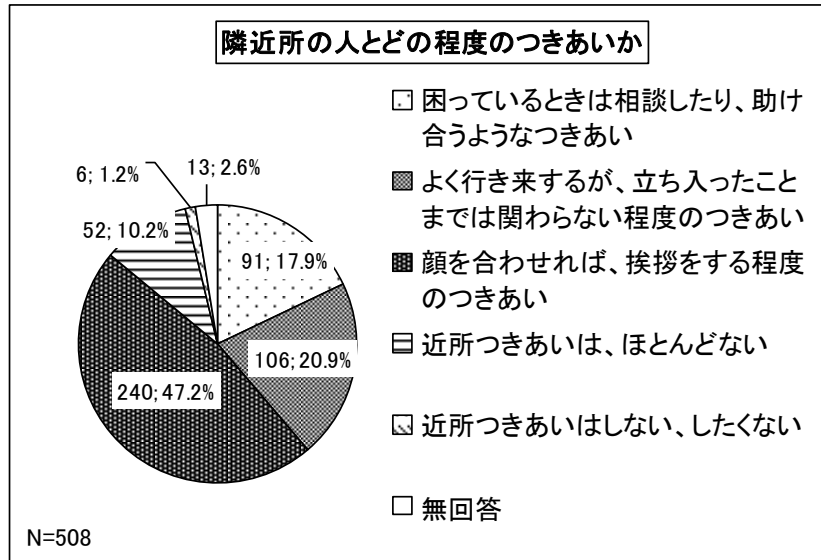
また、普通だと思うとの回答は「青少年が健全に育つ環境」が48.4%で最も多くなっています。次いで「高齢者が安心して自分らしくいきいきと暮らせる環境」の46.1%、「安心して子どもを育てる環境」の45.7%と続いています。



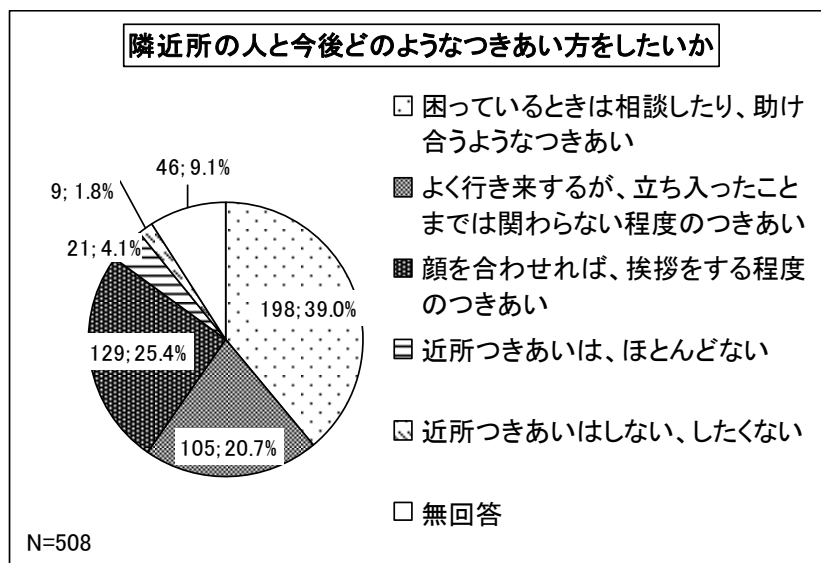
【日常生活における地域との関わりについて】

<日ごろ、隣近所の人とどの程度のつきあいがありますか。>

日ごろの隣近所とのつきあいについては、「顔を合わせれば、挨拶をする程度のつきあい」が47.2%で最も多くなっています。次いで「よく行き来するが、立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあい」の20.9%、「困っているときは相談したり、助け合うようなつきあい」の17.9%と続いています。

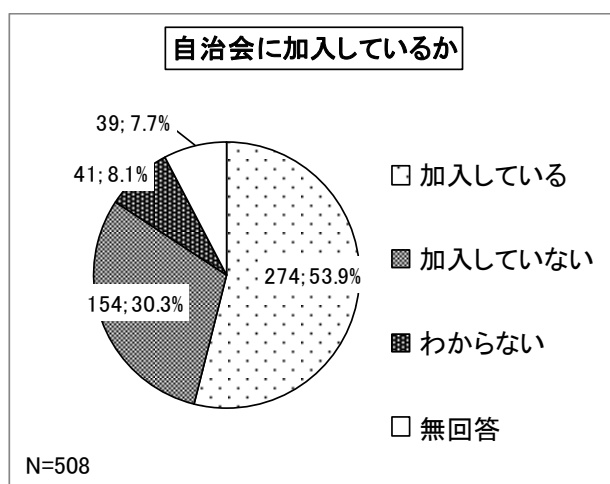


隣近所の人と今後どのようなつきあい方をしたいかについては、「困っているときは相談したり、助け合うようなつきあい」が39.0%で最も多くなっていますが、現在のつきあい（17.9%）に比べその割合が21.1ポイント高くなっています。次いで、「顔を合わせれば、挨拶をする程度のつきあい」が25.4%、「よく行き来するが、立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあい」が20.7%となっています。



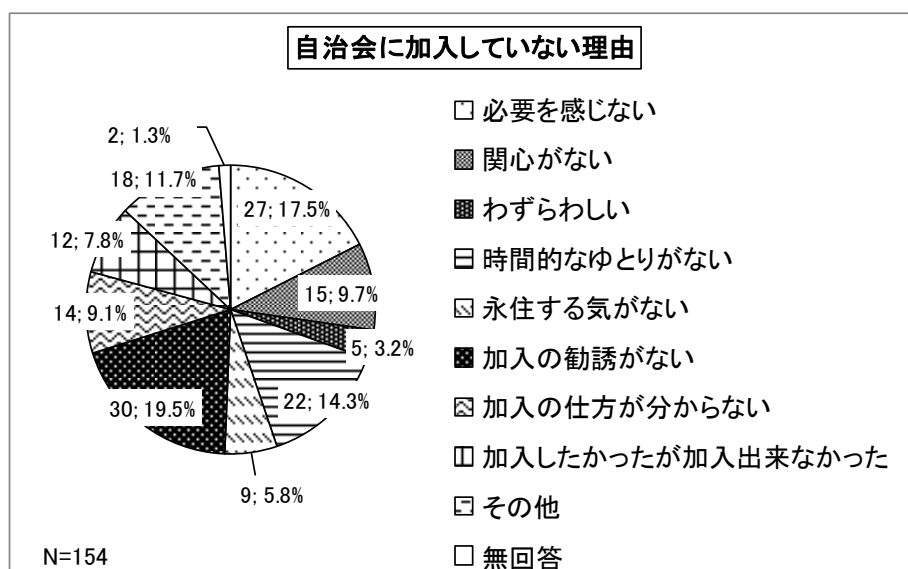
<現在自治会に加入していますか。>

現在自治会に加入しているかについては、「加入している」が53.9%と過半数を占め最も多くなっています。次いで「加入していない」の30.3%、「わからない」の8.1%となっています。



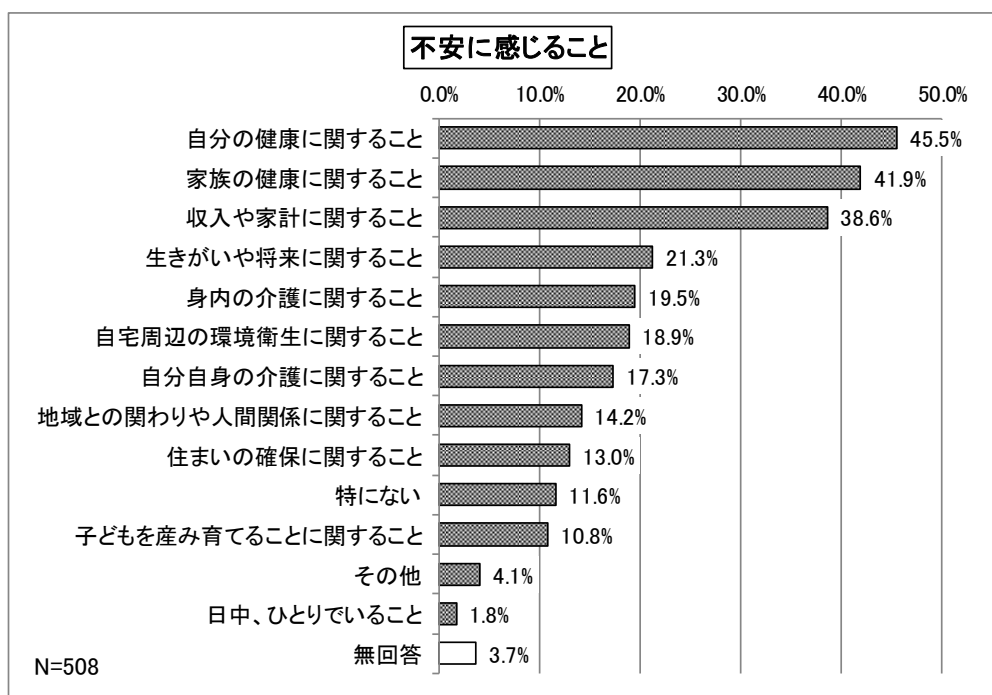
<自治会に加入していない理由は、どのようなことですか。上記の設問で「2.加入していない」と回答した方>

自治会に加入していない理由は、「加入の勧誘がない」が19.5%で最も多くなっています。次いで「必要を感じない」が17.5%、「時間的なゆとりがない」の14.3%、「その他」の11.7%、「関心がない」の9.7%と続いています。



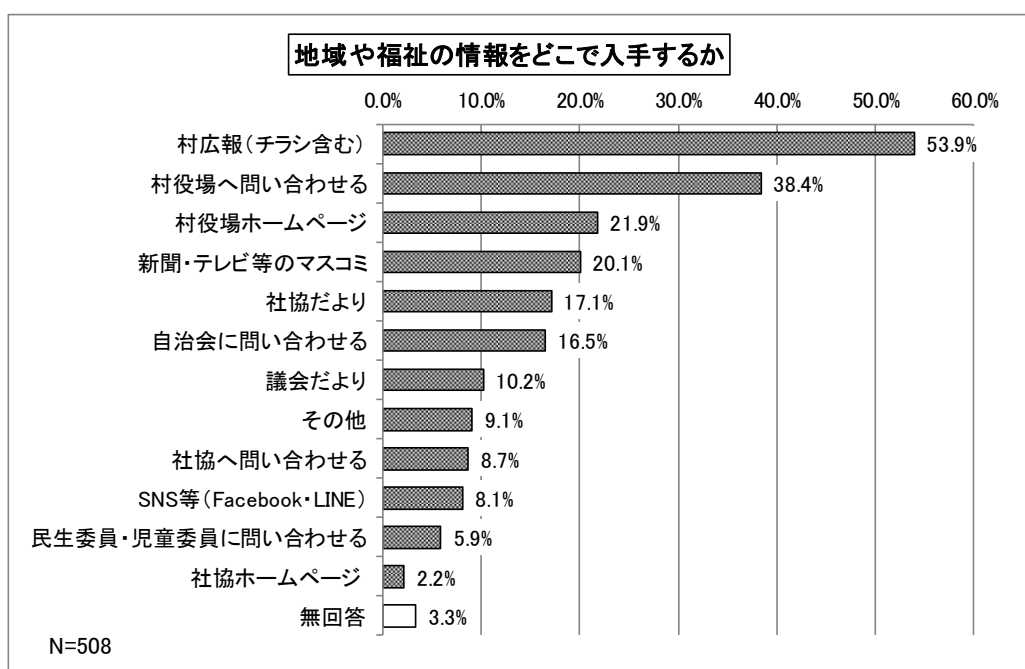
<日常生活のなかでどのようなことに不安を感じていますか。>

日常生活のなかでどのようなことに不安を感じているかについては、「自分の健康に関すること」が45.5%で第1位となっています。第2位は「家族の健康に関すること」の41.9%、第3位は「収入や家計に関すること」の38.6%、第4位は「生きがいや将来に関すること」の21.3%、第5位は「身内の介護に関すること」の19.5%と続いています。



<地域の情報や福祉の情報をどこで入手していますか。>

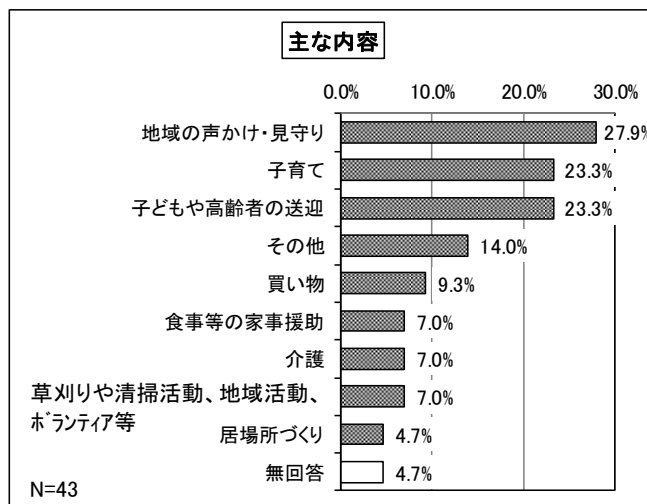
地域の情報や福祉の情報の入手先は、「村広報（チラシ含む）」が53.9%で第1位となっています。第2位は「村役場へ問い合わせる」の38.4%、第3位は「村役場ホームページ」の21.9%、第4位は「新聞・テレビ等のマスコミ」の20.1%、第5位は「社協だより」の17.1%と続いています。



<地域の方に日常生活で手伝ってほしいと思う内容>

地域の方に日常生活で手伝って（支援して）ほしいと思う主な内容としては、「地域の声かけ・見守り」、「子育て」、「子どもや高齢者の送迎」、「その他（高齢者の農業、ペットの世話等）」、「買い物」等の意見があがっています。

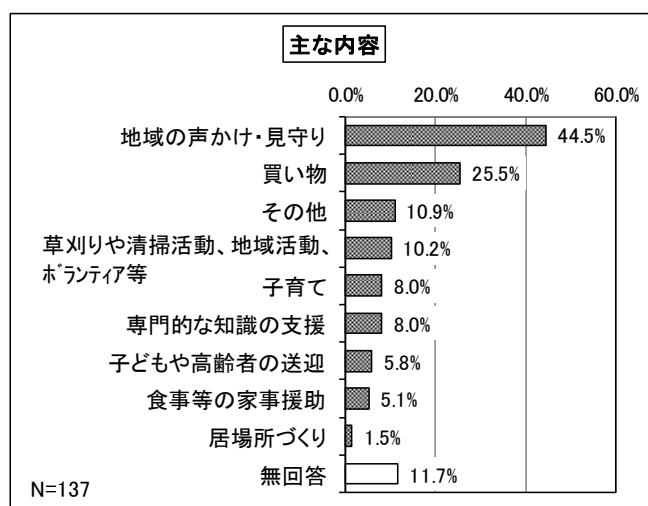
主な内容	件数	割合
地域の声かけ・見守り	12	27.9%
子育て	10	23.3%
子どもや高齢者の送迎	10	23.3%
その他	6	14.0%
買い物	4	9.3%
食事等の家事援助	3	7.0%
介護	3	7.0%
草刈りや清掃活動、地域活動、ボランティア等	3	7.0%
居場所づくり	2	4.7%
無回答	2	4.7%
回答計	55	127.9%
回答者数	43	100.0%



<地域の方に対して手伝っても良いと思う内容>

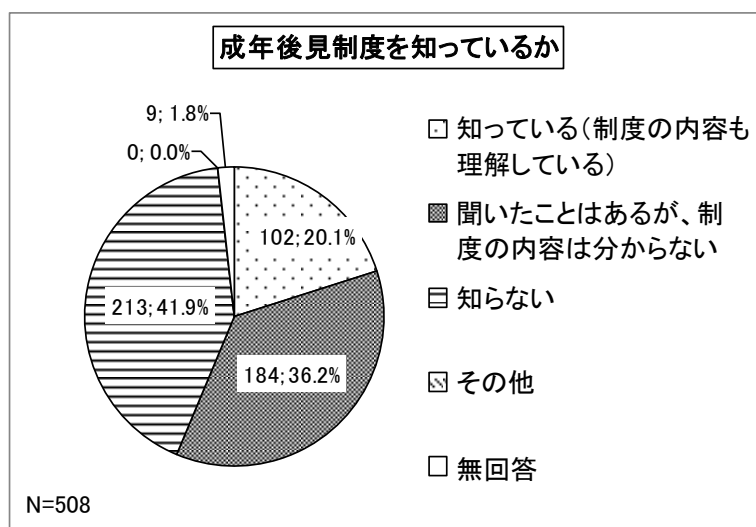
地域の方へ日常生活で手伝って（支援して）も良いと思う主な内容としては、「地域の声かけ・見守り」、「買い物」、「その他（防犯、できる事なら何でも等）」、「草刈りや清掃活動、地域活動、ボランティア等」、「子育て」等の意見があがっています。

主な内容	件数	割合
地域の声かけ・見守り	61	44.5%
買い物	35	25.5%
その他	15	10.9%
草刈りや清掃活動、地域活動、ボランティア等	14	10.2%
子育て	11	8.0%
専門的な知識の支援	11	8.0%
子どもや高齢者の送迎	8	5.8%
食事等の家事援助	7	5.1%
居場所づくり	2	1.5%
無回答	16	11.7%
回答計	180	131.4%
回答者数	137	100.0%



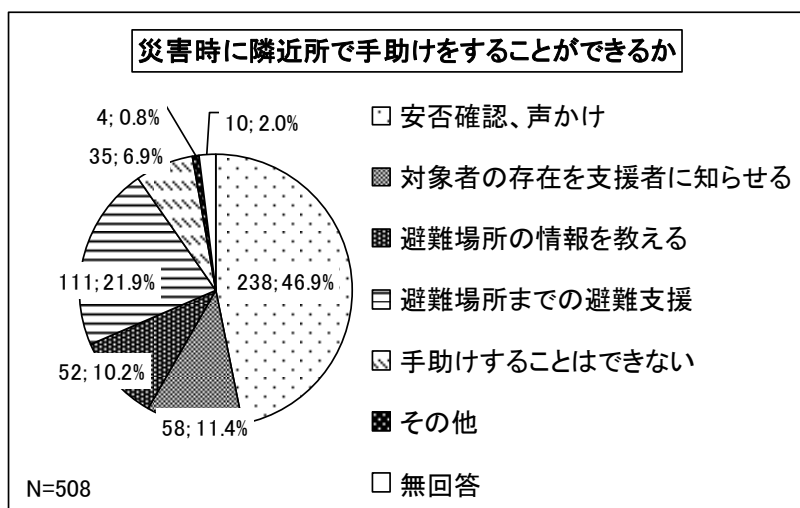
＜成年後見制度を知っていますか。＞

成年後見制度を知っているかについては、「知らない」が41.9%で最も多くなっています。次いで「聞いたことはあるが、制度の内容は分からない」の36.2%、「知っている（制度の内容も理解している）」の20.1%と続いています。



＜災害発生時に隣近所に、困っている方がいる場合、どのような手助けをすることができますか。＞

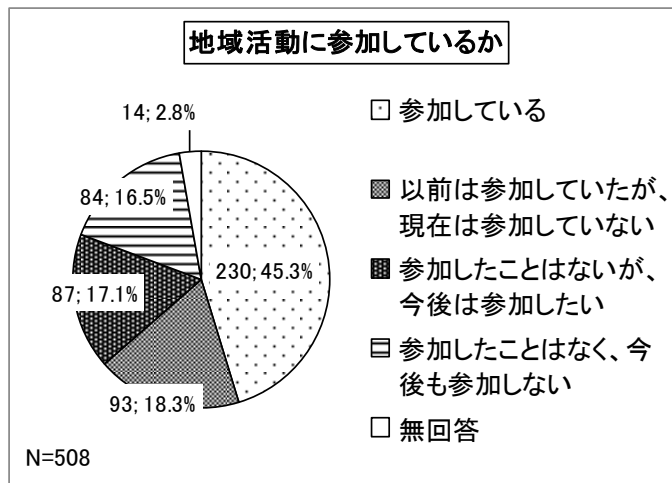
災害発生時に隣近所に、困っている方がいる場合、どのような手助けをすることができるかについては、「安否確認、声かけ」が46.9%で最も多くなっています。次いで「避難場所までの避難支援」の21.9%、「対象者の存在を支援者に知らせる」の11.4%、「避難場所の情報を教える」の10.2%、「手助けすることはできない」の6.9%となっています。



【地域活動について】

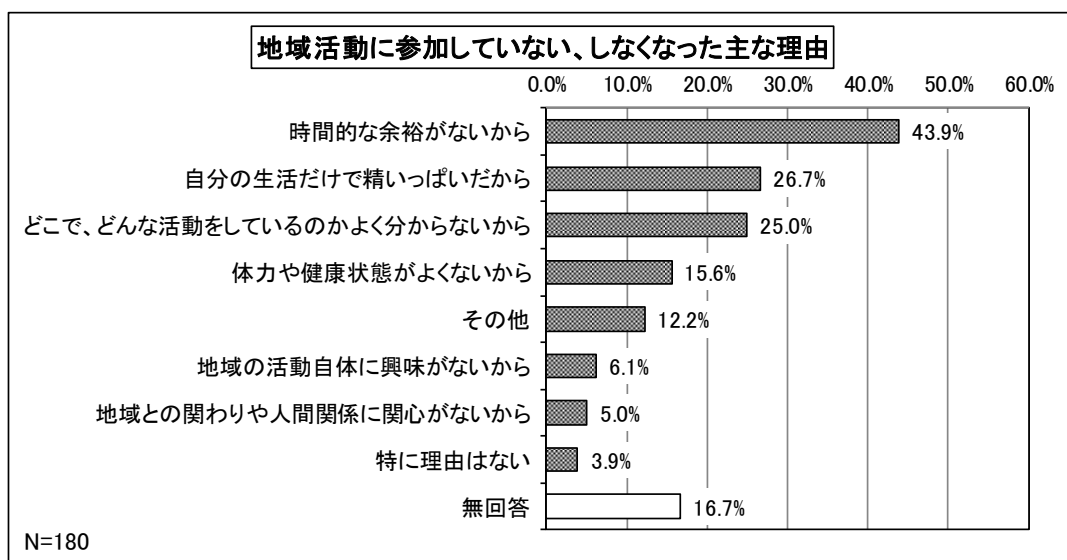
＜現在、清掃活動や地域行事（村や自治会の行事等）等の地域活動に参加していますか。＞

清掃活動や地域行事(村や自治会の行事等)等の地域活動の参加状況をみると、「参加している」が45.3%で最も多くなっています。次いで「以前は参加していたが、現在は参加していない」の18.3%、「参加したことはないが、今後は参加したい」の17.1%、「参加したことはなく、今後も参加しない」の16.5%となっています。



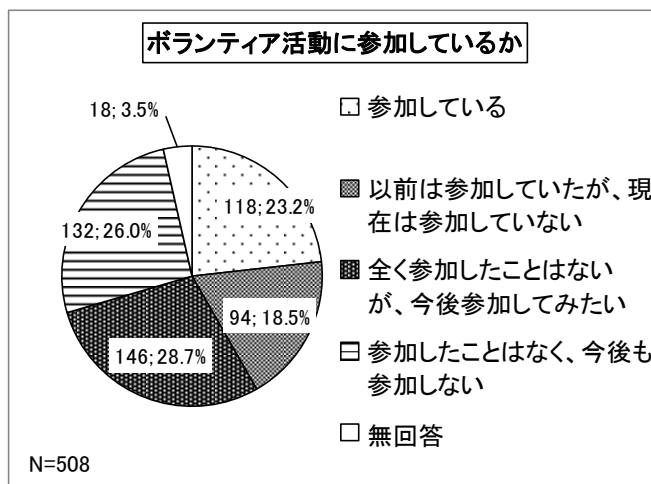
＜地域活動に参加していない、参加しなくなった主な理由はなんですか。＞

地域活動に参加していない、参加しなくなった主な理由の第1位は「時間的な余裕がないから」の43.9%となっています。第2位は「自分の生活だけで精いっぱいだから」の26.7%、第3位は「どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから」の25.0%、第4位は「体力や健康状態がよくないから」の15.6%、第5位は「その他」の12.2%と続いています。



<現在、ボランティア活動に参加していますか。>

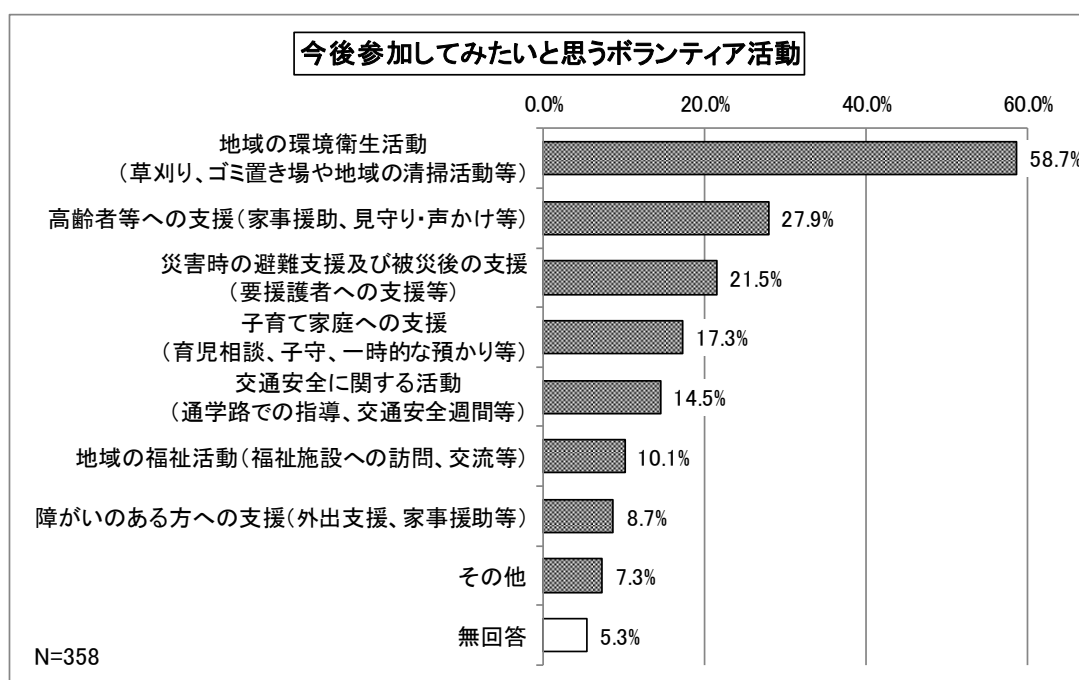
現在のボランティア活動への参加状況を見ると、「全く参加したことはないが、今後参加してみたい」が28.7%で最も多くなっています。次いで「参加したことはなく、今後参加しない」の26.0%、「参加している」の23.2%、「以前は参加していたが、現在は参加していない」の18.5%となっています。



<今後、参加してみたいと思うボランティア活動の内容は何ですか。>

今後、参加してみたいと思う活動については、「地域の環境衛生活動（草刈り、ゴミ置き場や地域の清掃活動等）」が58.7%で第1位となっています。

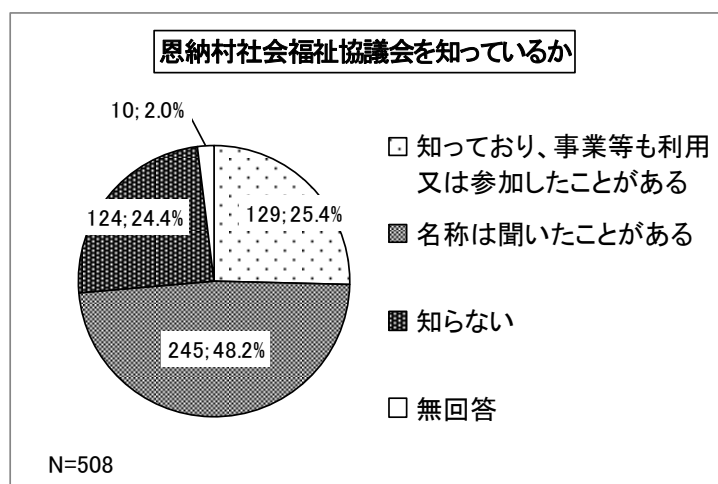
第2位は「高齢者等への支援（家事援助、見守り・声かけ等）」の27.9%、第3位は「災害時の避難支援及び被災後の支援（要援護者への支援等）」の21.5%、第4位は「子育て家庭への支援（育児相談、子守、一時的な預かり等）」の17.3%、第5位は「交通安全に関する活動（通学路での指導、交通安全週間等）」の14.5%となっています。



【社会福祉協議会及び民生委員・児童委員について】

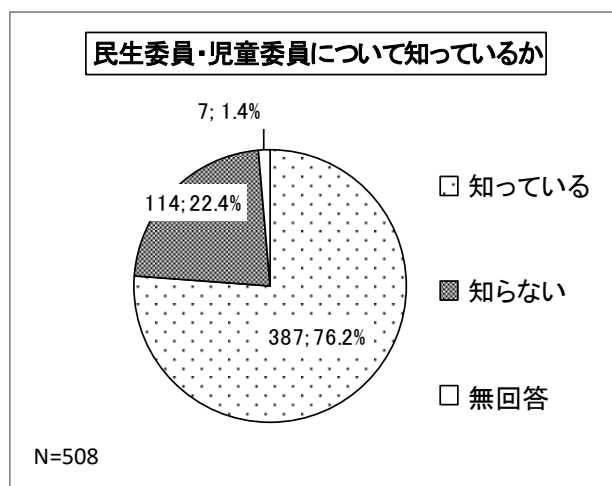
＜恩納村社会福祉協議会をご存じですか。＞

恩納村社会福祉協議会の認知度については、「名称は聞いたことがある」が48.2%で最も多くなっています。次いで「知っており、事業等も利用又は参加したことがある」の25.4%、「知らない」の24.4%となっています。



＜民生委員・児童委員について知っていますか。＞

民生委員・児童委員の認知度については、「知っている」が76.2%、「知らない」が22.4%となっており、認知度は高い状況となっています。



3. 自治会及び各種団体等への意見聴取の概要

(1) 調査の目的

地域福祉推進計画を策定し、地域福祉活動の充実を目指していくにあたり、日頃から地域及び村内で活動している自治会をはじめ、地域活動団体、民生委員・児童委員などの関係機関の役割は大きいことから、現在の活動状況や課題も含めた現状及び意向把握を行うとともに、地域福祉を推進していくための機運を高めることを目的として実施しました。

(2) 調査対象

- ・自治会
- ・地域活動団体（婦人会、PTA連合会など）
- ・民生委員・児童委員協議会

(3) 調査項目

- ・各団体の活動状況及び課題
- ・地域で悩みや困難を抱えている住民をみかけることはあるか
- ・悩みや困難を抱えている住民に団体として行っていること
- ・行政や社会福祉協議会にお願いしたいこと、一緒に取り組みたいこと

(4) 調査結果の概要

自治会をはじめ、各団体の「活動する上での課題」や「行政及び社会福祉協議会へのお願い、一緒に取り組みたいこと」の主な内容は、以下のとおりです。

① 自治会

<活動する上での課題>

- ・人材不足（活動する人の固定化、役員のなり手がいない、若い世代の加入がないなど）
- ・人材不足に伴い、区の行事の運営にも支障をきたす状況もある。
- ・自治会に加入しているが、活動には参加しない方も多い。
- ・若い世代も含め、行事や活動に参加しやすい雰囲気づくりや取り組み内容の工夫
- ・村外、県外からの移住者の方とのコミュニケーション

<行政及び社会福祉協議会へのお願い、一緒に取り組みたいこと>

- ・行政や社会福祉協議会からの様々な情報提供の充実（活動の参考になること、社会福祉協議会が行っている活動や事業など）
- ・地域で活動していくにあたっての、情報共有のあり方について（個人情報など）
- ・地域福祉活動を推進していく上での人材育成
- ・地域で困りごとを抱えている方への対処の方法

② 地域活動団体

＜活動する上での課題＞

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた活動ができていない状況があり、今後もどのようになるか不安（今後の活動のあり方の検討も必要）
- ・行政や関係機関との連携が上手くできていないと感じる。

＜行政及び社会福祉協議会へのお願い、一緒に取り組みたいこと＞

- ・誰でも気軽に相談したり、話ができる場づくり
- ・行政や社会福祉協議会と一緒にあって、取り組めることがあれば、取り組んでいきたい。

③ 民生委員・児童委員協議会

＜活動する上での課題＞

- ・人材確保
- ・アパートなどが増えている地区においては、どのような方が住んでいるのか状況把握が困難
- ・県外からの移住者や村営団地に関する情報が少ない

＜行政及び社会福祉協議会へのお願い、一緒に取り組みたいこと＞

- ・行政及び社会福祉協議会が実施している取り組みなどの情報提供の充実
- ・行政及び社会福祉協議会も一緒に取り組んでいくという雰囲気づくり



第3章 計画の基本的な考え方

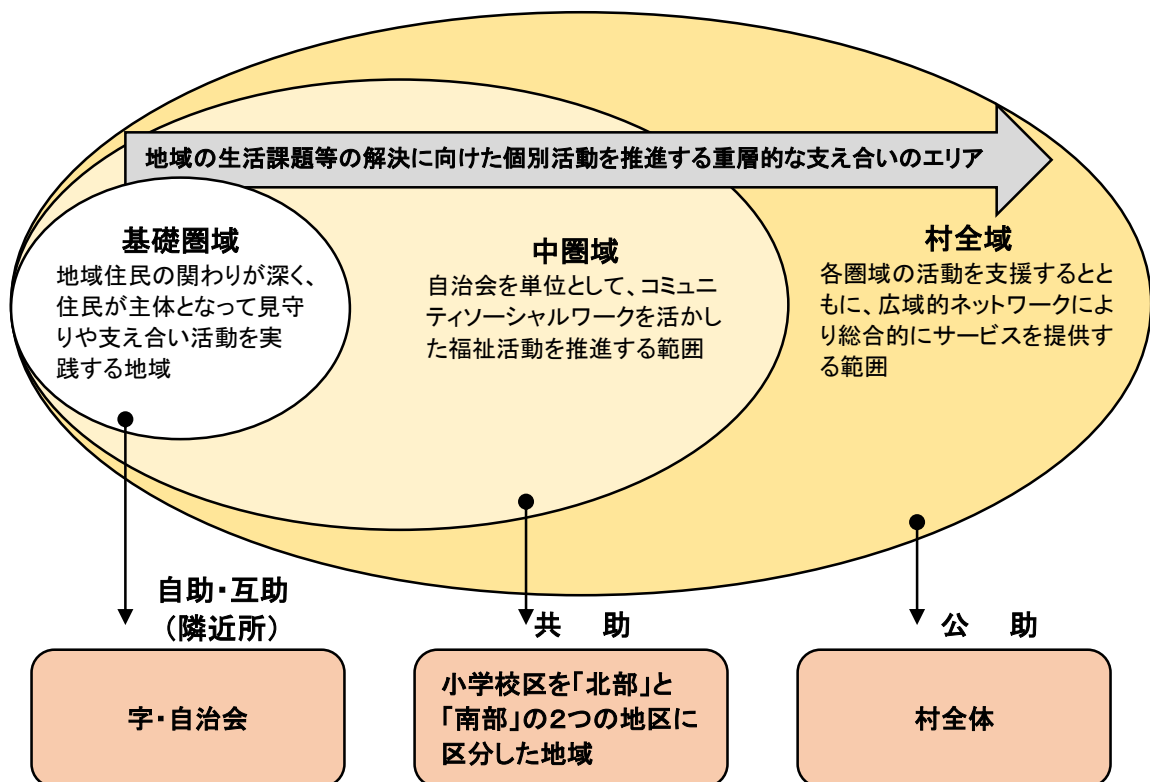
第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の圏域の設定

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、住民のより身近な生活・活動範囲を単位とした福祉活動や多様な主体が連携・協働しサービスを提供する範囲の設定が必要とされています。

圏域の設定は、本村の地理的条件、人口規模及び生活文化等が形成された背景などを考慮しながら、自助・互助、共助、公助という地域住民や多様な主体がそれぞれに果たすべき役割を踏まえ、個々の取り組みに応じた個別活動を効率よく推進していくための範囲となる「圏域」を次のような「基礎圏域」「中圏域」「村全体」の3層を設定します。

【圏域設定のイメージ】



（１）基礎圏域（字・自治会）

村民の生活で最も身近な単位は、字・自治会です。各字や自治会では子ども会や老人会等で行事が開催されていることから、既存のネットワークを生かした小地域福祉ネットワークを組織化（「地域支えあい推進委員会」）し、見守り活動、高齢者・子どもサロン活動、地域課題（困りごと）の把握や生活支援等にも取り組んでいけるように、「字・自治会」を基礎圏域として設定します。

基礎圏域においては、コミュニティソーシャルワーカー（案）及び生活支援コーディネーター（案）が協働し、活動の仕組みづくりや住民の参加促進を図っていきます。

（２）中圏域（北部地区、南部地区）

基礎圏域における主体的な活動では、課題解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源との連携を図り地域住民の活動をサポートするとともに、生活課題などを適切な支援や解決方策につなげるコミュニティソーシャルワーカー等が配置される地域です。

できるだけ住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される範囲であり、恩納村地域包括支援センターにおいて、圏域を分け、高齢者の相談支援や地域住民の活動支援を実施していることから、地域福祉を推進するうえで重要な圏域として、５つの小学校区を「北部地区（恩納小学校区、安富祖小学校区、喜瀬武原小学校区）」と「南部地区（仲泊小学校区、山田小学校区）」の２つに分けた範囲を中圏域として設定します。

この圏域において、コミュニティソーシャルワーカー（案）及び生活支援コーディネーター（案）を配置し、小地域福祉活動の推進及び、地域での相談支援体制の充実を図っていきます。

■北部地区

恩納小学校区：谷茶・南恩納・恩納・太田・瀬良垣

安富祖小学校区：安富祖・名嘉真・【希望ヶ丘】

喜瀬武原小学校区：喜瀬武原

■南部地区

仲泊小学校区：富着・前兼久・仲泊

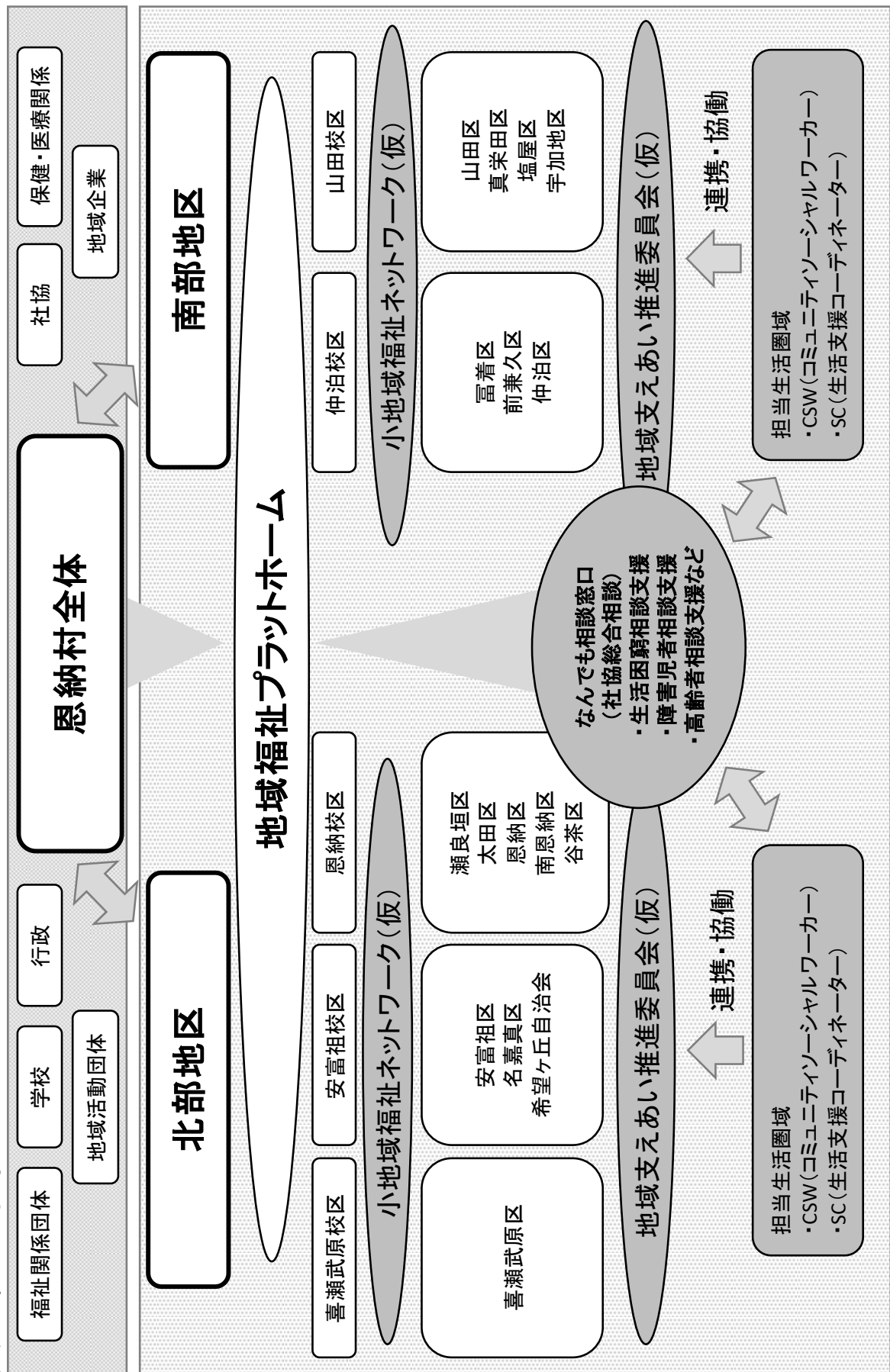
山田小学校校区：山田・真栄田・塩屋・宇加地

（３）村全域

個別圏域では解決が困難な事例や専門性の高い福祉ニーズに対して、広域的なネットワークの活用を図りながら総合的なサービスを提供する範囲を「村全域」として設定します。

行政や恩納村社会福祉協議会を中心に地域課題を共有し、村づくりを進めるとともに、その他関係機関とも連携しながら、各種行事や支援対策、サービス提供体制を整備する取り組みを推進します。

支えあいの仕組みイメージ図



2. 各主体の役割

住民に期待する役割

日ごろから隣近所の方と顔見知りとなり、地域行事等で交流し、地域で困っている人がいたら、声かけや手助けを行うことなど、できる範囲での活動からはじめ、ボランティアなどの福祉活動に積極的に参加することを期待します。

自治会や地域活動団体等に期待する役割

自治会をはじめ、ボランティアや NPO、民生委員・児童委員協議会など地域で活動する団体は、取り組んでいる活動の継続・充実化を図るとともに、見守り・地域の支え合いの担い手として、関係団体や関係機関と連携して取り組みを推進することを期待します。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置づけられており、本村の地域福祉活動を推進する中心的な役割を担います。

活動を推進する上で、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア福祉関係者やその他関係団体や機関、行政と連携・協働し、ボランティアの育成をはじめ、地域における見守り支え合い活動など、地域福祉推進の活動に取り組みます。

行政の役割

行政は、公的な福祉サービスの実施をはじめ、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会等の各種関係機関や団体との連携を図り、福祉活動の仕組みづくり・基盤整備に取り組み、本計画の基本理念・基本目標の実現を目指して施策を総合的に推進していく役割を担います。

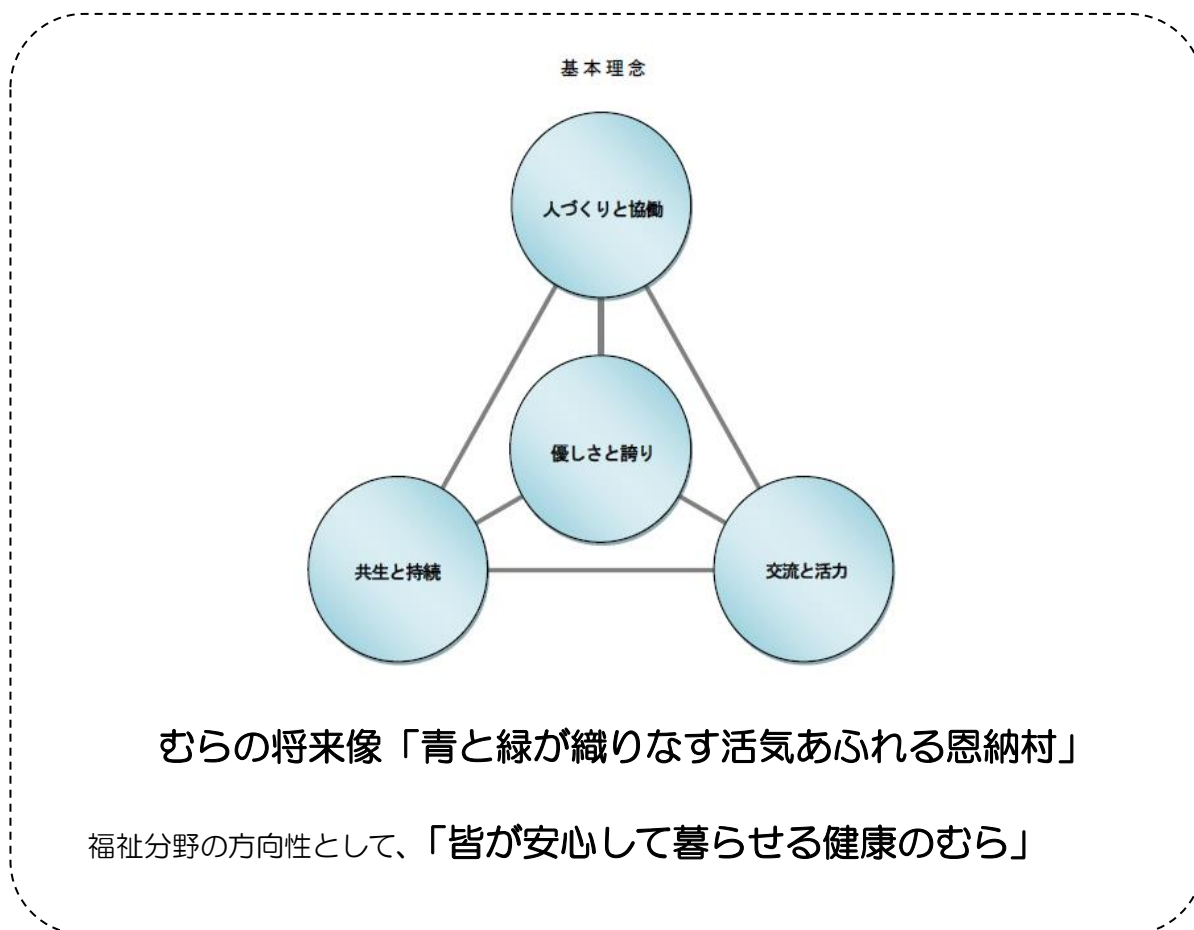
3. 基本理念及び基本目標

(1) 基本理念の考え方

① 上位計画におけるむらづくりの方向性

本村の総合的なむらづくりの方向性を定めている「第5次恩納村総合計画」においては、「優しさと誇り」をはじめ、「人づくりと協働」「交流と活力」「共生と持続」を基本理念とし、将来像として「青と緑が織りなす活気あふれる恩納村」を掲げ、むらの豊かな自然環境を守り将来へ継承し、恩納村の歴史・文化・村民のきずなを育み、地域資源をいかしていきいきと発展していくことをめざしています。

【総合計画の基本理念と将来像など】



② 恩納村社会福祉協議会の方向性

「心ふれあう“福祉のむらづくり”」

上位計画である「総合計画」における基本理念や将来像などをはじめ、社会福祉協議会における方向性より、本計画におけるキーワードは以下のとおりとなります。

「ひとづくり」「協働（みんなで）」「やさしさ」「ふれあう」「安心」
「交流」「活力」

上記のキーワードより、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

【基本理念】

みんなでつくる！安心とやさしさあふれるむら

また、上記の基本理念には以下のような意味が込められています。

「みんなでつくる」とは

安心とやさしさにあふれるむらを、みんなで支える（ゆいまーる）仕組みをつくることと考えます。

「安心」とは

支援が整い、村民の誰もが安心して暮らしていけるむらと考えます。

「やさしさ」とは

村民が地域の一員として「お互いさま」の心でふれあい、支え合いの輪を広げていくことと考えます。

上記の基本理念に込められた意味から、基本理念を実現するための基本目標を以下のとおりとします。

基本目標１：お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

基本目標２：みんなで支える仕組みをつくる！

基本目標３：安心、安全をつくる！

(2) 基本目標

基本目標1： お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

「お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる」には、隣近所の方とのあいさつなどの近所づきあいからはじまり、自身が住んでいる地域を知り、地域活動へ参加する人が増えることが重要になります。

このことから、お互いさまの心を育むため、地域福祉や地域活動に関する啓発活動や地域活動への参加のきっかけづくりをはじめ、地域福祉を担う人材の育成と確保に向けた取り組みを推進し、互いに支え合える人と人のつながりの強い地域づくりを目指します。

基本目標2： みんなで支える仕組みをつくる！

「みんなで支える仕組みをつくる」ことは、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現につながるものです。

そのためには、身近な地域において気軽に相談できる体制をはじめ、複合的な課題へ対応していくために包括的な支援体制を構築していくことが必要となることから、地域住民をはじめ、自治会や関係団体、関係機関、事業所、社会福祉協議会、行政など、多様な主体が連携・協働し、本村らしい支え合う仕組みの構築を目指します。

基本目標3： 安心、安全をつくる！

「安心、安全をつくる」ことは、地域住民が健康でいきいきと生活を送るとともに、たとえ支援が必要になった場合でも、隣近所や地域等が見落とさず、公的サービスなどの支援につなげることや、犯罪や災害に巻き込まれることの少ない環境を整えることと考えます。

そのため、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、村民一人ひとりの権利や尊厳が守られ、人と人のつながりの中で困難を抱えている人を見落とさない仕組みをつくり、お互いの支え合いの中で犯罪に巻き込まれることなく、災害時においても協力して被害を最小限にとどめることができる環境づくりを推進し、村民が本村に住んで「良かった」と思える地域づくりを目指します。

4. 施策の体系

基本目標	施策
基本目標1 お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる！	1. 地域や福祉を知るきっかけづくり ① ご近所さんや地域を知るきっかけづくり ② お互いさまの意識を高める福祉教育の充実 2. 地域行事などに参加するきっかけづくり ① 地域の活動への理解・参加の促進 ② 気軽に交流できる場をつくる 3. 地域で活動し地域をつなぐ担い手の育成・確保 ① 地域における担い手の育成・確保 ② 地域をつなぐ人材の育成・確保
基本目標2 みんなで支え合う仕組みをつくる！	1. 地域活動の活性化への支援 ① 自治会活動の活性化支援 ② 地域関係団体への支援 2. 地域で支え合う仕組みづくり ① 見守り・支え合いの体制づくり ② 生活支援活動の推進 3. サービスの利用支援体制の充実 ① 身近な地域における相談支援体制の充実 ② 包括的な相談支援体制の充実 ③ 情報提供体制の充実 ④ 福祉活動の拠点の充実
基本目標3 安心、安全をつくる！	1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実 ① 権利擁護の取り組みの充実 ② 虐待の未然防止対策の推進 2. 困難を抱えた村民への支援 ① つながりのある地域づくり ② 子ども支援対策の推進 ③ 心身の健康づくりの推進 ④ 安心して暮らせる支援の充実 3. 安全・安心な地域の環境づくり ① 防犯対策の充実 ② 災害に強い地域づくり ③ 災害時の避難支援体制の充実

5. 成果指標の設定

本計画において、各種施策を実施したことによる効果を測る成果指標を以下のように設定します。

【成果指標】

基本目標１：お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

基本施策：「地域や福祉を知るきっかけづくり」「地域行事などに参加するきっかけづくり」「地域で活動し地域をつなぐ担い手の育成・確保」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和7年
地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならないと思うかの間に「そう思う」と回答した村民の割合	村民アンケート	53.3%	増加
地域活動に参加している村民の割合	村民アンケート	45.3%	増加

基本目標２：みんなで支え合う仕組みをつくる！

基本施策：「地域活動の活性化への支援」「地域で支え合う仕組みづくり」「サービスの利用支援体制の充実」の取り組みを展開した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和7年
ボランティア活動に参加している村民の割合	村民アンケート	23.2%	増加
自分の地区の民生委員・児童委員を知っている割合	村民アンケート	34.4%	増加

基本目標３：安心、安全をつくる！

基本施策：「子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実」「困難を抱えた村民への支援」「安全・安心な地域の環境づくり」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和7年
住んでいる地域を「住みよい」と回答した村民の割合	村民アンケート	67.1%	増加
防災体制（避難誘導体制）又は組織の体制について「良い方だと思う」と回答した村民の割合	村民アンケート	10.0%	増加



第4章 地域福祉の取り組み施策

第4章 地域福祉の取り組み施策

基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる！

1. 地域や福祉を知るきっかけづくり

【取り組みの方向性】

地域福祉を推進していくためには、住民同士が日頃からあいさつをかわし、顔見知りの関係を築き、地域や福祉のことについて知ることが大切になります。

住民同士がお互いを理解し、地域の困りごとに気づき、お互いさまの心で支え合う人の輪を広げることが重要になることから、自治会などの地域の情報や福祉に関する情報提供をはじめ、福祉意識の高揚に向けた取り組みを推進するとともに、地域活動などへ気軽に参加できる機会への支援を行います。

① ご近所さんや地域を知るきっかけづくり

◇村民に期待すること

活 動

- 隣近所の方と普段からあいさつをかわし、顔見知りになりましょう。
- 自治会等からの情報に目をとるようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域行事などの情報について、住民に広く周知するようにしましょう。
- 地域において、住民同士であいさつや声かけを行うように取り組みを進めましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■村の広報誌やホームページなどの媒体を活用して、日頃からのあいさつや声かけの重要性について呼びかけを行います。	福祉課 村民課
■自治会など地域の情報について、住民に周知するとともに、転入者については手続きの際に、地域の情報などの提供を行います。	総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
■社会福祉協議会の広報誌やホームページなどを活用し、日頃からのあいさつなど住民同士のコミュニケーションの大切さについて啓発を行います。 ■サロン活動など、住民同士が交流したり、声かけのきっかけとなる地域での活動を推進します。

<推進事業>

事業名	内容
調査広報・連絡調整活動	社協だより・ホームページを活用し、地域住民が社会福祉に対する理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加できるように、情報を発信し住民へ周知します。
小地域福祉ネットワーク活動の推進	自治会単位での見守り・支えあい活動ができるようにネットワーク組織化の支援を行います。
恩納村介護予防教室 がんじゅう大学	地域サロンの立ち上げ支援と活動が継続できるように、地域の協力者と協同して取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
小地域福祉ネットワークの推進	未実施	圏域1か所でモデル実施	圏域1か所でモデル実施	圏域2か所	小学校区3か所	小学校区3か所	小学校区3か所継続実施

② お互いさまの意識を高める福祉教育の充実

◇村民に期待すること

活 動
■行政や社会福祉協議会の広報誌やホームページなどに目をおし、福祉に関する情報を確認するようにしましょう。 ■地域や福祉に関心をもち、講演会などの学習の場に積極的に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域において、福祉について学ぶ機会をつくってみましょう。
- 行政や社会福祉協議会の福祉教育に関する取り組みに協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■多様な媒体を活用し、福祉に関する情報提供を推進します。 ■教育委員会をはじめ、各学校、社会福祉協議会が連携した福祉教育の取り組みを進めます。 ■自治会などからの相談に応じて講師の紹介や講座の開催など地域における福祉学習を支援します。	福祉課 教育委員会 商工観光課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
■社会福祉協議会の広報誌やホームページを活用し、福祉に関する情報提供を推進します。 ■地域懇談会や福祉学習会などを開催します。 ■行政や教育委員会、地域の事業所などと連携し、福祉体験などの学ぶ機会の充実を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
村内小中学校への福祉教育（共育）の推進	子どもたちが「地域とのつながりの大切さ、人にやさしくする心」について学ぶために、地域学校協働本部等と各自治会（地域）、村内福祉事業所や各種団体と連携・協同し、福祉教育（共育）カリキュラムを各学校の希望に沿って作成し講座・体験などを実施します。
地域住民への福祉意識への啓発活動	地域共生社会を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。
福祉教育（共育）の協同実践	福祉教育実践を推進するために、地域住民や福祉事業所と連携・協同し福祉教育の内容の充実を図ります。

村内小学校では「ふくし ～ふだんの 暮らしの しあわせ～」について体験型福祉教育にて心のバリアフリーを学び、中学校では課題取組型福祉教育で地域交流を実践とし、「地域とともに生きていく～地域福祉（しあわせ）～」を学んでいます。

【子どもから大人へ、そしておじー、おばーへつながる】福祉教育（共育）カリキュラムを作成し、地域福祉プラットホームで緩やかな連携の中で教育委員会・学校・福祉課・福祉施設（事業所）・恩納村社会福祉協議会と協同実践しています。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
福祉教育推進 事業（学校）	4	小学校区 4か所 中学校区 1か所	小学校区 4か所 中学校区 1か所	小学校区 5か所 中学校区 1か所			小学校区 5か所 中学校区 1か所 <u>計6か所</u>
福祉教育推進 事業（地域）	未実 施	2圏域	2圏域	小学校区 5か所			小学校区 <u>5か所</u>



基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる!

2. 地域行事などに参加するきっかけづくり

【取り組みの方向性】

自治会などをはじめとした地域活動状況は、参加者の固定化や役員などの担い手が不足している状況があります。

隣近所と顔見知りになり、地域や福祉に関する情報にふれた次の段階として、地域で開催されている行事への参加や交流する機会が増えることが必要になります。

このことから、地域の活動への理解と参加の促進を促すための取り組みを推進するとともに、地域活動などへ気軽に参加できる機会や場づくりへの支援を行います。

① 地域の活動への理解・参加の促進

◇村民に期待すること

活 動

- 自治会からのお知らせをはじめ、行政及び社会福祉協議会の広報誌やホームページを見ましょう。
- 地域で開催されている行事や興味があるイベントに参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会や地域の団体の活動やイベントなど、住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- 住民の関心が高い活動の内容を考え、実施してみましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■自治会をはじめとした地域活動の状況について、広報誌やホームページなどで情報提供を図ります。 ■若い世代や子育て世代などの、これまで地域との関わりが少なかった人が地域に集まる機会や取り組みへの支援を行います。 ■障がい者（児）やその家族の交流機会の充実をはじめ、多様な人々が交流する機会の充実に取り組みます。	福祉課 村民課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■社会福祉協議会のホームページや広報誌などで、地域活動やボランティア活動などの情報提供を行います。	
■赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた地域活動への参加について呼びかけます。	
■年代や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるよう支援します。	

<推進事業>

事業名	内容
調査広報・連絡調整活動（再掲）	社協だより・ホームページを活用し、地域住民が社会福祉に対する理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加できるように、情報を発信し住民へ周知します。
恩納村ボランティアセンター	誰もが参加できるように、福祉に関することだけではなく、環境に関することなど様々な取り組みができるボランティア活動の企画に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
恩納村ボランティアセンター	設置済	設置及び確保					設置及び確保

② 気軽に交流できる場をつくる

◇村民に期待すること

活 動
■地域で行われる交流の場に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会や関係団体等と連携して、公民館の活用の充実をはじめ、多様な年代の住民が交流できる場をつくっていきましょう。
- 子どもや保護者、高齢者などが、それぞれの関心のある内容を検討して、交流の場への参加を広く呼びかけましょう。
- 健康づくりなどの担い手となることや、ボランティア活動を行い、地域の居場所の活性化への支援を行っていきましょう。

◇村の取り組み

内 容	所管課
■地域において多様な居場所ができるように支援を行います。 ■多様な主体と連携し、子どもとその保護者や高齢者、障がい者（児）などの多様な交流機会の創出に向けた支援を行います。	福祉課 健康保険課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容
■社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用し、地域の交流イベントなどの情報提供を行います。 ■地域において実施される交流する機会や場を支援します。

<推進事業>

事業名	内 容
地域福祉活動の普及啓発	社協だよりやホームページを用いて住民の地域福祉活動への意識を高めるとともに、高齢者サロンなどの場の立ち上げ支援を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
小地域福祉ネットワークの推進（再掲）	未実施	圏域1か所でモデル実施	圏域1か所でモデル実施	圏域2か所	小学校区3か所	小学校区3か所	小学校区3か所継続実施

基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる！

3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保

【取り組みの方向性】

地域における助け合いの輪を広げ、地域の福祉活動を活性化させていくには、地域で活動する担い手や地域をつなぐ役割をもつ人材の育成・確保が重要となります。

地域住民がお互いさまの心で自分のできることを見つけ、活動に参加し、地域の担い手となるよう、地域の福祉活動を担う人材及び地域をつなぐ人材の育成と確保に向けた取り組みを進めます。

① 地域における担い手の育成・確保

◇村民に期待すること

活 動

- 地域活動やボランティア活動の情報を確認するようにしましょう。
- 行政や社会福祉協議会などが実施するボランティアに関する講座を受講してみましょう。
- 地域活動や福祉活動について、できることから始めてみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会や関係団体は、自身の活動について広く広報するようにしましょう。
- 地域などで開催される活動やボランティア講習会などへ参加・協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■行政の広報誌やホームページなどにおいて、地域福祉に関する活動や団体の情報提供を行います。 ■ボランティア月間の期間などを活用して地域活動の意義や担い手の必要性について周知します。 ■関係機関と連携し、ボランティア講座などを開催し、学ぶ場の提供に取り組みます。 ■児童生徒などの世代を対象とした、ボランティア体験や様々な交流機会などを創出します。	福祉課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■社会福祉協議会の広報誌やホームページを活用して地域福祉活動、ボランティア活動の情報提供に努めます。	
■ボランティア月間などを活用して、ボランティア活動や地域活動の意義をはじめ担い手の必要性について周知を行います。	
■地域懇談会などを開催し、地域活動やボランティア活動への理解を図ります。	
■赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどと呼びかけます。	
■地域や福祉ニーズに即したボランティア講座などを開催します。	
■教育委員会などと協力して、児童生徒の世代を対象とした、ボランティア体験学習等の機会を創出します。	

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンターの機能強化	ボランティア活動の推進を図り、ボランティア活動参加促進、社協だよりを活用し情報や活動状況の広報実施、ボランティアコーディネーターのコーディネート力向上の為に研修をおこない機能強化を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカーと同等の役割・機能が備わっていることから同様の活動をします。
ボランティア養成講座の開催	手話などの養成講座の開催、各自治会で地域活動やボランティア活動についての講座を開催し担い手やボランティアの育成に努めます。
子どもボランティア事業	教育委員会や学校と協力し、サマーボランティアや子どもボランティア祭りなどのボランティア学習体験の開催を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
ボランティア養成講座の開催	未実施	実施方法等の検討	実施に向けた具体的な取り組み検討	年1回			年1回
子供ボランティア事業	未実施	実施方法等の検討	実施に向けた具体的な取り組み検討	年1回			年1回

② 地域をつなぐ人材の育成・確保

◇村民に期待すること

活 動
■地域で行っている支え合い活動等に参加するようにしましょう。 ■コミュニティソーシャルワーカーの活動に協力するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動
■コミュニティソーシャルワーカーと連携して、地域福祉活動の充実を図りましょう。

◇村の取り組み

内 容	所管課
■コミュニティソーシャルワーカーの配置等に関する支援を行います。 ■コミュニティソーシャルワーカーの資質の向上のための支援を行います。 ■自治会や社会福祉協議会、関係団体と連携した支え合いの仕組みづくりに取り組みます。	福祉課

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容
■中圏域（2 圏域）を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 ■コミュニティソーシャルワーカーの資質向上や地域での相談支援機能向上のための学習会の開催や、研修会への積極的な参加に取り組みます。 ■行政や関係機関と連携して、地域の課題解決への取り組みをはじめ、公的サービスでの対応が困難な事例について、必要なサービスにつなげるための取り組みを推進します。

<推進事業>

事業名	内 容
コミュニティソーシャルワーカーの設置及び資質向上	支援を必要とする村民に対し、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるよう、各種調整機能の中心となる CSW の配置を図ります。 CSW の資質向上を図るため、各種資格の取得促進を図るとともに、コミュニティソーシャルワークに関する各種研修への参加促進を図ります。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
コミュニティソーシャルワーカーの設置	未実施	2名配置					2名配置を継続

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

1. 地域活動の活性化への支援

【取り組みの方向性】

自治会や各地域活動団体の活動が継続して行われることは、地域において住民同士での見守り・支え合いの仕組みをつくる上で重要となります。

自治会や地域活動団体の活動が継続するだけでなく、活発に行われるよう、住民への情報提供をはじめ、活動に対する支援を行うことで、自治会や地域活動団体の活動の活性化を推進します。

① 自治会活動の活性化支援

◇村民に期待すること

活 動

- 自治会が開催するイベントや地域活動へ参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会活動の意義や多くの人が参加する必要性について、住民へ広く周知するようにしましょう。
- 幅広い年代が参加できる取り組みを検討し、実施してみましょう。
- 多くの人が気軽に立ち寄れる公民館の雰囲気づくりに取り組みましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■転入者へ自治会情報や活動状況などの情報提供を行います。	福祉課
■自治会が取り組む活動やイベント開催などの支援を行います。	村民課
■自治会活動に関する先進事例などについて、情報提供を行います。	総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページにおいて、自治会情報の提供を行います。
- 自治会活動に対して地域住民が参加しやすくなるよう、環境づくりへの支援を行います。

<推進事業>

事業名	内容
住民活動のコーディネート	コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターと連携し地域住民が参加できる場の整備を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
小地域福祉ネットワークの推進（再掲）	未実施	圏域1か所でモデル実施	圏域1か所でモデル実施	圏域2か所	小学校区3か所	小学校区3か所	小学校区3か所継続実施

② 地域活動団体への支援

◇村民に期待すること

活 動

- 地域活動団体の活動に参加したり、協力するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域の各種団体が、独自の活動を継続的に実施することができるように情報提供や援助を行いましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■村民へ各地域活動団体の活動内容や取り組みについて情報提供を行います。 ■地域活動団体の活動に対する支援を行います。	福祉課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページを活用し、地域活動団体の活動内容などについて情報提供を行います。
- 地域活動団体の活動の活性化に向けて、多くの人の参加につなげるための環境づくりへの支援を行います。
- 総合保健福祉センターの機能を活用した関係団体の活動を支援します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンター	登録団体が活動しやすいように情報の提供や団体同士が連携を取れる仕組みづくりに取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
恩納村ボランティアセンター（再掲）	設置済	設置及び確保					設置及び確保



基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

2. 地域で支え合う仕組みづくり

【取り組みの方向性】

すべての村民が安心して暮らしていくためには、住民同士での見守り、支え合いの仕組みをつくることが大切となります。

そのためには、ちょっとした困りごとや心配ごとを抱えている住民に気づき、声かけを行い、必要な支援につなげるなど地域の中で受け止められるような体制が必要となります。このことから、自治会をはじめ関係機関と連携しながら、地域のつながりの力を活かした支援を行う仕組みづくりを推進します。

また、支援が必要な住民の困りごとに対して、公的な生活支援サービスだけでは対応が難しいケースなどについて、社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、新たな生活支援サービスの創設に取り組みます。

① 見守り・支え合いの体制づくり

◇村民に期待すること

活 動

- 自治会をはじめ、行政や社会福祉協議会等から提供される情報を確認しましょう。
- 支援が必要な場合は、自治会や行政、社会福祉協議会などに支援を求めるようにしましょう。
- 地域で気になる人がいた場合には、行政や社会福祉協議会等へ連絡するようにしましょう。
- 地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- 自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーの方を覚えましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域福祉懇談会や小地域ネットワークの取り組みに参加・協力しましょう。
- 日常的な見守り・支え合い活動を実践してみましょう。
- 各種団体が協力して福祉活動が行えるよう連携体制づくりに取り組みましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■社会福祉協議会と連携して、地域福祉懇談会の開催を支援します。 ■地域で見守り、支え合いを行う活動への支援をはじめ、関係機関との連携に向けた支援を行います。 ■小地域ネットワークの取り組みを推進していくにあたって、個人情報等に配慮した情報共有のあり方を検討します。	福祉課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■地域が抱える課題・福祉ニーズを把握するため、住民間の課題に対する認識の共有ができるよう、地域福祉懇談会の開催に取り組みます。	
■地域福祉懇談会の開催にあたっては、地域の様々な集会を活用するなど、地域の状況に柔軟に対応していきます。	
■小地域ネットワークの設置に向けて見守り活動などの支援を行います。	
■社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会などの関係機関と連携を図り、その活動を通して地域課題や支援が必要な世帯の支援につなげていきます。	
■地域の支援が必要な世帯への訪問や声掛けをとおして、地域から孤立することがないよう、取り組みを進めていきます。	
■各種関係団体や関係機関と地域活動に対する情報交換を行うなど、連携体制の構築を図ります。	

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワーカーの設置	地域での福祉的課題について、地域で取り組めるように地域福祉懇談会や、小地域ネットワーク、各自治会での相談機能のコーディネートを図ります。
生活支援体制整備事業	介護予防・日常生活支援総合事業で配置される第2層生活支援コーディネーターの配置を予定し、コミュニティソーシャルワーカーと同等の役割・機能が備わっていることから同様の活動を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
コミュニティソーシャルワーカーの設置(再掲)	未設置	2名配置					2名配置 継続
生活支援コーディネーターの設置	未設置	2名配置					2名配置 継続

② 生活支援活動の推進

◇村民に期待すること

活 動

- 地域課題の解決に関する話し合いに参加するようにしましょう。
- 支援が必要な方がいる場合には、自治会や民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等に連絡するようにしましょう。
- 地域において、行う支援活動へできる範囲で参加するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 社会福祉協議会など関係機関と連携して、地域の生活課題を話し合う場を持ちましょう。
- また、その話し合いで出たアイデアを実践する取り組みに協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■地域住民や関係機関が検討した活動や新たなサービスの内容について、事業化に向けた検討を行います。 ■自治会を主体とした、新しい支え合いのサービスの創設に向けて社会福祉協議会や関係機関と連携した取り組みを推進します。 ■子どもや高齢者、障がい者（児）等の団体との情報共有を図るなど、地域特性に即した連携体制づくりを推進します。	福祉課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
■事業を通して把握された福祉ニーズに基づき、地域住民や関係機関と連携した新しい生活支援サービスの創設に向けた検討を行います。 ■地域課題の解決に向け地域のアイデアが福祉サービスに反映される取り組みを進めます。

<推進事業>

事業名	内容
生活支援体制整備事業	地域住民とコミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターが協働し、不足する福祉サービスについて情報を共有し、必要があればサービス創設に向けての検討の場を作ります。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
生活支援コーディネーターの設置（再掲）	未設置	2名配置					2名配置 継続

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

3. サービスの利用支援体制の充実

【取り組みの方向性】

支援を必要としている人の抱える問題が制度の狭間となっていたり、複合的な問題が絡みあっているなど、対応が難しいケースが社会問題となっており、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域住民の困りごとや抱える問題に対して必要な相談支援が受けられる相談支援体制の充実が求められています。

これらのことから、複合的な問題を受け止め、解決に向けた相談支援を一体的に行うことができるよう、相談支援の関係機関が連携した包括的な相談支援の取り組みを推進するとともに、地域など身近な場所で相談できる体制整備に取り組みます。

また、支援が必要な方が相談をはじめ、必要な支援を受けることができるよう、多様な媒体を活用した情報の提供に努めるとともに、地域福祉活動が活発に行われるよう、地域福祉の拠点となる既存施設の有効活用を推進します。

① 身近な地域における相談支援体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 相談窓口や福祉の情報について、地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーの人に確認してみましょう。
- 困ったときは一人で悩まず自治会や民生委員・児童委員などに相談するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域課題や住民が抱える問題に関する相談窓口の情報を確認するようにしましょう。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと協力して、地域で相談支援が行える体制づくりに取り組みましょう。
- 身近な相談窓口として、地域で困っている人の相談を受けるとともに、行政や関係機関などの必要な支援につなげるようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■小地域ネットワークづくりへの支援を行い、地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。 ■社会福祉協議会等と連携し、身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりに取り組みます。 ■地域の身近な相談相手である自治会や民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーなど人材の確保に努めます。	福祉課

◇社会福祉協議会の取組

内容
■小地域ネットワークづくりに取り組むなど、身近な地域での相談が受けられる環境づくりに取り組みます。 ■自治会や民生委員・児童委員をはじめ、包括支援センターや相談支援事業所などと協力し、相談支援に努めます。 ■地域と関係機関をつなぐ、コミュニティソーシャルワーカーの確保に努めます。

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワークを担う人材育成及び連携の推進	地域資源や要支援者の支援に向けたコーディネートを行う、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。 また、自治会、民生委員、包括支援センター、母子保健や障がい児者相談支援事業所等の相談機関との連携を図ります。
地域における公益的な取り組みの推進	地域公益活動推進協議会（案）を設置し、多くの法人や事業所の参画を得て、身近な地域での相談体制づくりに取り組み、地域支えあい推進委員会（案）や小地域福祉ネットワーク（案）との連携・協働できるように支援します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
コミュニティソーシャルワーカーの設置（再掲）	未設置	2名配置					2名配置 継続
地域公益活動推進協議会（案）の設置	未設置	設置方法の検討	協議会の設置				協議会の設置
地域支えあい推進員会（案）の設置	未設置	圏域1か所でモデル実施	圏域1か所でモデル実施	圏域2か所	小学校区3か所	小学校区3か所	小学校区3か所継続実施

② 包括的な相談支援体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 困った時には支援を求める声をあげるようにしましょう。
- 困りごとについて、相談できる窓口の情報について調べてみるなど、確認するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 関係機関と連携を図り、相談支援のあり方について検討しましょう。
- 民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■庁内の各課で対応している相談について、情報共有をはじめとする連携強化を図るとともに、関係機関や相談事業所等と連携・協働し、分野を超えたネットワーク型の包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。 ■多様なニーズに応えられるよう、地域住民をはじめ、関係機関や事業所等の多職種多機関と連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。 ■子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援できるよう、包括的な支援体制（相談・参加支援・地域づくり）の構築に向けた取り組みを検討していきます。	福祉課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 包括的な相談支援体制の構築について、行政と連携・協働しながら取り組みます。
- 地域では対応しきれない多様な支援ニーズに応えるため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や団体・事業所などと連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。各関係機関との多職種連携を通し、専門性を補い合いながら切れ目のない支援を行います。
- 子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援できる包括的な支援体制の構築に向けて行政と協力して検討していきます。

＜推進事業＞

事業名	内容
相談支援機関ネットワーク	コミュニティソーシャルワーカーと一次相談員（生活困窮者相談支援事業）と委託相談員（相談支援機能強化事業）や関係機関や団体などのネットワーク構築を福祉課と協働で行います。
生活困窮者相談支援事業	パーソナルサポートセンターと連携・協働し生活困窮者相談を実施する。 生活困窮者相談事業は、対象者について関係なく相談支援を役場・社協に加え相談者の自宅にアウトリーチを実施していることから、コミュニティソーシャルワーカーと同等の役割・機能が備わっていることから同様の活動をする。
相談支援機能強化事業	障がい児・者の相談に加え、その家族の支援も含め相談ができるように、包括的な支援体制を多機関協働で実施できるようにします。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
相談支援機関ネットワーク	未実施	設置方法の検討	1か所設置				1か所設置
生活困窮者相談支援事業	設置済	設置及び確保					設置及び確保
相談支援機能強化事業	設置済み	設置及び確保					設置及び確保

③ 情報提供体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 行政や社会福祉協議会などの広報誌やホームページなどで福祉情報を確認しましょう。
- 隣近所でサービスなどを必要としている住民に情報を教えてあげましょう。
- 自治会や民生委員・児童委員の方から情報を聞いてみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動
■地域住民からの要望に応えられるよう、行政や社会福祉協議会などの関係機関から福祉に関する情報を収集するようにしましょう。 ■行政等からの福祉に関する情報を確認し、勉強会などの場に参加するようにしましょう。

◇村の取り組み

内 容	所管課
■広報誌やホームページを通じて福祉情報などの提供を進めるとともに、提供する情報について、分かりやすい内容に工夫するなど充実を図ります（福祉に関する情報の一元化「恩納村福祉便利帳の作成」を検討）。 ■自治会長、民生委員・児童委員などを通じた情報提供を図るとともに、福祉情報に関する勉強会などの開催を検討します。 ■視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人の方などにも配慮した情報提供に取り組めます。	福祉課 教育委員会 企画課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容
■社会福祉協議会の広報誌やホームページなどを通して提供を行うとともに情報内容の充実を図ります。 ■行政と協力し、自治会長、民生委員・児童委員などに、福祉情報に関する勉強会などの開催を検討します。 ■情報のバリアフリー化の視点をもって、福祉に関する情報の提供に努めます。

<推進事業>

事業名	内 容
福祉教育（共育）の推進	福祉についての情報発信・啓発や福祉に関する勉強会などを各校区で開催します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
福祉教育推進事業（学校）※再掲	4	小学校区 4 か所 中学校区 1 か所	小学校区 4 か所 中学校区 1 か所	小学校区 5 か所 中学校区 1 か所			小学校区 5 か所 中学校区 1 か所 計 6 か所
福祉教育推進事業（地域）※再掲	未実施	2 圏域	2 圏域	小学校区 5 か所			小学校区 5 か所

④ 福祉活動の拠点の充実

◇村民に期待すること

活 動
■総合保健福祉センターや既存の施設を仲間づくりや交流拠点として利用するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動
■公民館を地域活動の拠点として活用するため、必要な設備について整備を検討しましょう（行政などへの相談含む）。 ■既存公共施設などの有効活用について、意見を出してみましょう。

◇村の取り組み

内 容	所管課
■地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設等の有効活用を検討します。 ■地域の福祉活動の拠点となる施設への支援に取り組みます。 ■総合保健福祉センターをはじめ、既存公共施設の福祉活動などへの活用について情報提供を行います。	福祉課 建設課 企画課

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容
■地域や関係団体等の活動の活性化につながる拠点の充実に向けた取り組みに協力します。 ■総合保健福祉センターの充実を図り、利用しやすい施設となるよう努めるとともに、活用について情報提供を行います。

<推進事業>

事業名	内 容
恩納村ボランティアセンター	NPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等が総合福祉センターなどを活用できるようにセンター借用に 関する情報を行政と協力し情報提供を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
恩納村ボランティアセンター（再掲）	設置 済	設置及び 確保					設置及び 確保

基本目標3:安心、安全をつくる!

1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実

【取り組みの方向性】

村民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、子どもや障がい者、判断能力が十分でない状態の高齢者の権利などが侵害されることない仕組みを整える必要があります。

権利擁護について、各種制度や事業に関する周知をはじめ、円滑に利用できるよう体制の充実を図るとともに、子育てや介護における虐待等の権利侵害の事例への相談対応や、早期発見・早期対応が行えるよう、相談支援体制の充実などの虐待の未然防止に向けた取り組みを推進します。

① 権利擁護の取り組みの推進

◇村民に期待すること

活 動

- 行政や社会福祉協議会などの広報誌やホームページを確認し、権利擁護の内容や各種制度について理解しましょう。
- 地域において、制度利用が必要と思われる方がいる場合には、制度利用につなげるために自治会や民生委員・児童委員などを紹介するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域において、権利擁護の勉強会などを実施し、各種制度を理解するようにしましょう。
- 地域において、制度利用が必要と思われる方がいる場合には、制度利用につなげるために行政や社会福祉協議会などの関係機関に連絡するようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■広報誌やホームページなどを活用し、権利擁護の必要性について周知に努めます。 ■学校教育や生涯学習などを通して、人権教育や権利擁護の制度等に関する普及啓発活動を推進します。 ■成年後見制度や日常生活自立支援事業の権利擁護事業がより円滑に行われるよう、中核機関の設置に向けて関係者、関係機関などと連携した取り組みを行います。	福祉課 教育委員会 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■高齢者や障がい者の権利を擁護する日常生活自立支援事業などを通じて、高齢者などの権利擁護の啓発活動を推進します。	
■日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用に対する支援を推進するとともに、支援員の確保に努めます。	

<推進事業>

事業名	内容
成年後見制度の周知・利用促進	知的及び精神障がいや認知症により判断能力が十分でない人が公平にサービスを利用でき、権利を擁護するために、成年後見制度の周知を図ります。 後見人の受け皿不足を解消するために法人後見センター設置に向けて取り組みます。
日常生活自立支援事業	金銭管理や書類預かり、福祉サービスの利用援助等の援助を行う日常生活自立支援事業を実施いたします。また、要支援者の把握と、村民への普及を図ります。
日常的な金銭管理事業	日常生活自立支援事業は申請から受理まで時間がかかり、契約に至るその間の金銭搾取などの虐待が悪化することがあることから、その人らしさの生活を守るために金銭管理支援等をできるように取り組みます。 生活費の使い方などを指導し日常生活自立支援事業が利用できるまで、又は、利用できなかったが生活の支援の必要がある方に対して利用できるようにします。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
法人後見センターの設置	未設置	実施状況及び体制の調査・検討	実施に向けた具体的な取り組み検討	法人後見センターの設置		→	法人後見センターの設置
日常生活自立支援事業	設置済	周知・広報活動	設置及び確保			→	設置及び確保
日常的な金銭管理事業	設置済	設置及び確保				→	設置及び確保

② 虐待の未然防止対策の推進

◇村民に期待すること

活 動

- 行政や関係機関が実施する虐待防止の取り組みなどを通して、虐待の早期発見・早期対応について理解を深めましょう。
- 地域において、虐待などが疑われる事例を発見した場合は、関係機関にただちに通報しましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 虐待事例などを発見した場合には、ただちに関係機関へ通報するようにしましょう。
- 地域における見守り体制の構築に取り組みましょう。

◇村の取り組み

内 容	所管課
■行政の広報誌やホームページなどを活用し、虐待などに関する相談窓口の周知を図ります。 ■DV や虐待事例の早期発見、早期対応を図るため、関係機関の連携を強化するとともに、相談対応の充実に努めます。	福祉課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容

- 社会福祉協議会のホームページや広報誌で虐待防止に関する啓発を行います。
- 自治会や民生委員・児童委員などと連携して虐待などが疑われる事例の早期発見・早期対応に努めます。

<推進事業>

事業名	内 容
虐待防止に向けた取り組み	自治会や民生委員・児童委員に児童や高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者による DV の防止活動を促すとともに、虐待の恐れがある事例があった場合は、速やかに相談・通報ができるように研修・啓発を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
虐待防止に向けた取り組み	未実施	実施に向けた具体的な取り組み検討	啓発・研修会の開催（2圏域）				啓発・研修会の開催（2圏域）

基本目標3:安心、安全をつくる！

2. 困難を抱えた村民への支援

【取り組みの方向性】

近年、経済的な要因で生活に困窮している世帯や、子どもの貧困問題、8050問題、育児と介護のダブルケアなど、住民の抱える課題は多様化・複雑化してきており、それらへの包括的な支援体制の整備が求められています。また、問題を抱えた方は、地域において孤立してしまい、自身で支援の声を上げられない場合も多いことから、地域の見守り・支え合い活動などの地域のつながりを活かした支援体制の構築が必要となっています。

地域住民が抱える問題に対応していくことができるよう、住宅をはじめとする日常生活や就労などの生活困窮者等への支援、子どもへの支援、心身の健康づくり、罪を犯した人の社会復帰などへの相談対応をはじめ包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進します。

① つながりのある地域づくり

◇村民に期待すること

活 動

- 様々な生活課題を抱えた方がいることを理解しましょう。
- 問題や課題を抱えた場合には、一人で悩まず行政や社会福祉協議会などに相談するようにしましょう。
- 地域において、孤立している人や困難な課題を抱えている方を発見した場合は、行政や社会福祉協議会などの関係機関に連絡するようにしましょう。
- 地域において実施される、見守り・支え合い活動に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 関係機関と連携し、見守りや声かけなどの活動に取り組み、気になる方などを把握するようにしましょう。
- 気になる方などを発見した場合は、ただちに関係機関へ情報提供しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■各種制度をはじめ、相談機関や窓口の周知を図ります。 ■コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、多様な機関と連携し、自立相談体制及び支援施策の充実に努めます。 ■国や県の再犯防止推進計画を踏まえつつ、保護司会等との連携を図り、罪を犯した人の社会復帰に対する支援を実施していきます。	福祉課 教育委員会 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
■社会福祉協議会の広報誌やホームページを活用し、生活困窮者自立支援制度やその利用などについて周知します。 ■自治会をはじめ、民生委員・児童委員と連携し、生活困窮者など支援が必要な方々の早期発見に努めます。 ■コミュニティソーシャルワーカー、地域関係機関などが連携し、生活困窮者の方が地域において自立生活ができるよう支援します。 ■生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費やフードドライブなどの支援を行います。 ■行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに対応できる新しいサービスの創出に向けた取り組みを検討します。

<推進事業>

事業名	内容
生活困窮者相談支援事業	複雑化する福祉ニーズへの対応や新しくなる法制度や事業関係に対応できるように、一次相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置します。 身近な自治会を福祉公民館と位置づけ、コミュニティソーシャルワーカーや多機関協働により出前相談（なんでも相談会）の実施を図ります。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
生活困窮者相談支援事業（再掲）	設置済	設置及び確保					設置及び確保



② 子ども支援対策の推進

◇村民に期待すること

活 動
■隣近所の子どもたちを気にかけて、見守ります。
■民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、学校などを通じて支援につなげます。
■ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口相談します。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動
■地域の子育てや支援を必要とする子どもを把握し支援します。
■公民館などを居場所として利用していきます。

◇村の取り組み

内 容	所管課
■子どもの貧困などに関する現状の把握に努め、必要な支援につなげていくため、子供の貧困対策支援員を配置するとともに、支援員のスキルアップを図ります。	福祉課 教育委員会
■子どもの居場所について検討をすすめ、地域において、子どもの居場所が確保できるよう、その設置及び運営の支援を行います。	
■子育て世帯の教育・保育に係る経済的な負担の軽減を図るため、地域子ども子育て支援事業の充実に取り組みます。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容
■社会福祉協議会の広報誌やホームページなどで子どもへの支援について周知します。
■行政と連携し、子どもの居場所づくりに向けた支援を行います。
■フードバンクからの食品支援をはじめ、関係機関・団体との連携により適切な支援につなげます。

＜推進事業＞

事業名	内容
フードバンク事業	フードドライブを実施し、生活困窮世帯又は母子家庭、子どもの居場所などに必要な食料が配布することができるよう収集活動を行います。
恩納村ボランティアセンター	子どもの居場所について、行政（教育委員会・福祉課）や地域住民、ボランティア団体などと協同し居場所づくりに向けた支援を行います。
地域活動支援センターかがやき	発達・知的・身体障がいを抱え特別支援学校の寮に入っている子供たちの長期休みの居場所問題や、何らかの課題を抱えており学校に登校できておらず、児童デイサービスも利用できていない子供たちの居場所づくりについて、必要性の調査と居場所づくりに向けた支援を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
子どもの居場所づくりに向けた支援	未実施	実施に向けた取り組み支援	実施に向けた働きかけ	新規実施 1か所	継続実施	新規実施 1か所	圏域 2か所

③ 心身の健康づくりの推進

◇村民に期待すること

活 動

- 生活習慣病の予防や心の健康づくりなどに関する講演会などに参加し、自分自身の健康管理に努めましょう。
- 地域で実施されている、健康づくりの取り組みなどへ参加してみましょう。
- ゲートキーパー養成講座に参加し、支援者として地域活動などに取り組みます。
- ひとりで悩まず、行政や会福祉協議会の窓口に相談しましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 健康づくりや介護予防などの取り組みに協力するとともに、住民に広く参加を促しましょう。
- 心の健康づくりへの理解とそれぞれの立場で支援が行えるよう、講演会やゲートキーパー養成講座などに参加します。

◇村の取り組み

内容	所管課
■健康増進計画の日々の健康づくりへの取り組みや、住民等の心の健康づくりに関する理解を深めるため、広報誌やホームページを活用した情報発信を行うとともに、講演会の開催などに取り組みます。 ■保健、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、全庁的に自殺対策に取り組みます。 ■ゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域の支え手となる住民の育成・確保を図ります。	福祉課 健康保険課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
■日々の健康づくりや介護予防につながる取り組みを推進します。 ■民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域支援者と連携し、心の不調を抱える住民の早期発見・早期対応に向け関係機関と連携を進めます。 ■関係機関などと連携し、ゲートキーパー養成講座への参加を促します。 ■社会福祉協議会のホームページや広報誌で、心の健康やメンタルヘルス、ゲートキーパーなどについて周知します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村介護予防教室 がんじゅう大学	住民が身近な地域で介護予防教室が受けられるよう15区+自主自治会で介護予防教室を開催し、住民の介護予防への知識の普及と意識向上を図ります。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
介護予防教室 がんじゅう大学	設置済	設置及び確保					設置及び確保

④ 安心して暮らせる支援の充実

◇村民に期待すること

活 動
■住まいや就労について支援が必要な場合は、行政や社会福祉協議会などへ相談するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 個々の状況や適性に応じた就労の場を提供していきましょう。
- 社会福祉協議会や企業、関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等の住宅環境の改善に向けた活動を推進しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■関係機関と連携した就労相談を実施します。 ■高齢者、障がい者、低額所得者などに対し、村営住宅への入居機会の確保に努めます。 ■関係機関や不動産事業者等と連携し、住まいの確保に向けた取り組みを進めます。 ■移動が困難な方がいきいきと生活が送れるよう、移動に関する支援について検討を進めます。	福祉課 建設課 企画課 商工観光課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 自立生活が困難な低所得者及び障がい者、高齢者世帯などに対して、相談支援をはじめ、必要な資金の貸付などの支援を行います。

<推進事業>

事業名	内容
生活困窮者相談事業	一次相談員（コミュニティソーシャルワーカー）によるインタビュー（面談）を実施し、パーソナルサポートセンターへつなぎ支援を行います。相談者が、地域での対応が中心となる場合は、生活福祉資金事業の貸付などで支援を行い、コミュニティソーシャルワーカーと連携し生活環境が改善するように支援を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
生活困窮者相談支援事業（再掲）	設置済	設置及び確保					設置及び確保

基本目標3:安心、安全をつくる!

3. 安全・安心な地域の環境づくり

【取り組みの方向性】

子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれるケースや、台風や地震などの災害が大型化しており、被害の大きい事例が増えてきていることから、地域住民が、犯罪に巻き込まれることなく、万が一災害が発生した場合においても被害が最小限となるよう、事前の準備・対策が重要となります。

このことから、防犯活動や犯罪の手口に関する情報提供など地域住民の防犯意識を高める取り組みを推進するとともに、災害発生時において住民同士の助け合いの中で自身で避難が困難な方への避難支援が行える体制づくりの充実を図るなど、安全・安心な地域の環境づくりに取り組みます。

① 防犯対策の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにしましょう。
- 犯罪を目撃したり、怪しいと感じた場合には、警察など関係機関に連絡・相談するようにしましょう。
- 地域の防犯活動に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 関係機関や団体と連携し、防犯パトロールなどの活動に取り組みましょう。
- 地域住民が詐欺などの被害に合わないよう、犯罪手口の情報提供や犯罪意識を高めるための啓発活動に協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■警察や関係機関と連携し、地域住民の防犯意識を高める啓発活動を推進します。	福祉課 村民課
■地域住民が実施する防犯活動への支援を行います。	総務課
■詐欺被害をはじめとする消費者トラブルに巻き込まれないように、犯罪事例の紹介や対処方法についての情報提供や研修会を開催します。	教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
■犯罪の手口などについて、広報誌やホームページ等で周知を行うとともに、高齢者等が犯罪に巻き込まれることがないように、地域で開催している健康づくりなどの多様な機会を活用した情報提供に努めます。 ■自治会や民生委員・児童委員と連携し、地域の防犯活動に協力します。

<推進事業>

事業名	内容
民生委員・児童委員協議会との連携	社協で実施している事業などの情報提供を民生委員定例会で実施し共有できるように努める。 共有した情報を、各自治会に持ち帰り地域活動に活用する。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
地域支えあい推進委員会（案）の設置 ※再掲	未設置	圏域1か所でモデル実施	圏域1か所でモデル実施	圏域2か所	小学校区3か所	小学校区3か所	小学校区3か所継続実施

② 災害に強い地域づくり

◇村民に期待すること

活 動
■行政から配布された防災に関する冊子やホームページに掲載されている防災情報を確認するようにしましょう。 ■定期的実施される避難訓練等に積極的に参加し、地域の避難場所や避難経路等を確認しておきましょう。 ■隣近所等との交流を深め、災害時の安否確認や協力体制について話し合っておくようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動
■自主防災組織をはじめ、関係機関と連携して防災訓練に参加するなど、地域の防災意識を高める取り組みを進めましょう。 ■災害発生時において、円滑な援助活動に協力できるように日頃から準備を進めましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■地域住民等に対し、村内の災害時の危険個所をはじめ、避難場所などの情報の周知 ■地域防災計画に基づいて、必要物資の備蓄や情報伝達の整備・強化を図ります。 ■地域の自主防災組織等と連携した防災訓練を行うなど、災害発生時においても落ち着いて避難支援や援助活動が行えるよう、地域住民の防災意識を高める取り組みの充実を図ります。	福祉課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
■地域と連携した防災意識を高めるための啓発活動を推進します。 ■自主防災組織の支援や防災訓練の実施に向けた支援を行います。 ■災害発生時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事前準備の徹底を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
災害ボランティアセンター機能の充実	恩納村ボランティアセンターでは災害ボランティアセンターの設置・運営訓練について、地域、行政（総務課、福祉課）、地域の事業所と連携し実施できるよう取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
災害ボランティアセンターの整備	未設置	体制整備	災害ボランティア設置マニュアル整備	周知・啓発・設置訓練			年1回設置訓練実施

③ 災害時の避難支援体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 隣近所で、一人で避難が困難な方がいる場合には、自治会や行政に情報提供しましょう。
- 災害発生時において、隣近所の方への声かけや安否確認など、できる範囲での避難支援に取り組めるよう、心がけましょう。
- 自身が災害時にひとりで避難することが困難な場合には、自治会や行政に相談し、個別の避難支援計画の作成（支援者とのマッチングなど）を行うようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 避難行動要支援者について、関係者と情報共有を進めるとともに、日ごろの見守り体制の検討を進めましょう。
- 地域における災害時の対応力の向上を図るため、自主防災組織を中心とした避難訓練などを実施しましょう。

◇村の取り組み

内 容	所管課
■災害時に自身で避難することが困難な方に対して、個別の避難支援計画の必要性について、各種媒体や機会を活用して周知を図るとともに、計画の作成に向けた支援を行います。 ■地域における避難訓練の実施など避難支援体制の充実を図るための取り組みを支援します。 ■福祉施設や事業所において、避難訓練への積極的な参加を促すなど、防災意識の高揚を図ります。 ■地域住民の防災意識を高めるための、講座等の開催に取り組みます。 ■福祉避難所の指定や運営方法について検討を行います。	福祉課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページなどで、自身で避難が困難な方の個別の支援計画の必要性や日ごろからの見守り活動について周知を図ります。
- 災害時に避難支援を必要とする方の情報提供や日ごろの見守り体制を検討するなど、情報共有に向けた取り組みを行います。
- 日ごろからの見守り活動を行うボランティアの育成に努めます。
- 災害時における要支援者の安否確認や避難情報の整理等に関係機関と連携して協力します。
- 行政や関係機関と協力して防災意識を高めるための、講座等の開催に協力します。

<推進事業>

事業名	内容
見守りネットワークの推進	災害時に配慮が必要となる方（障がい児者、乳幼児、妊婦、高齢者）について行政、自治会、福祉事業所、民間企業、その他関係機関と連携を図り、見守り支援ネットワークを構築します。
災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成	災害が起きた際に各地域のニーズに対応できるように、「恩納村社会福祉協議会 災害ボランティア設置マニュアル」作成に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
見守り支援ネットワーク(災害時)	未設置	実施に向けた取り組み支援	実施に向けた働きかけ	見守り支援ネットワーク設置			見守り支援ネットワークの設置
災害ボランティアセンターの整備(再掲)	未設置	体制整備	災害ボランティア設置マニュアル整備	周知・啓発・設置訓練			年1回設置訓練実施



第5章 計画の推進のために

第5章 計画の推進のために

1. 計画の周知・啓発

本計画は、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域住民や自治会、各種団体、関係機関の多様な主体との連携・協働による取り組みが必要となります。

このため、本計画で示した基本理念や考え方、取り組み内容については、広報誌、ホームページをはじめ、地域の集まりなどで住民等への周知を図ります。

2. 計画の評価と進行管理の徹底

① 庁内における進行管理・評価体制の構築

本計画を着実に推進していくために、適切な進行管理・評価を行うことが重要となります。

本計画について、庁内への周知を行うとともに、個別施策の取り組み状況について、進行状況及び課題を把握し、さらなる改善へとつなげる PDCA サイクルの仕組みを構築し、確実な計画実施に努めます。

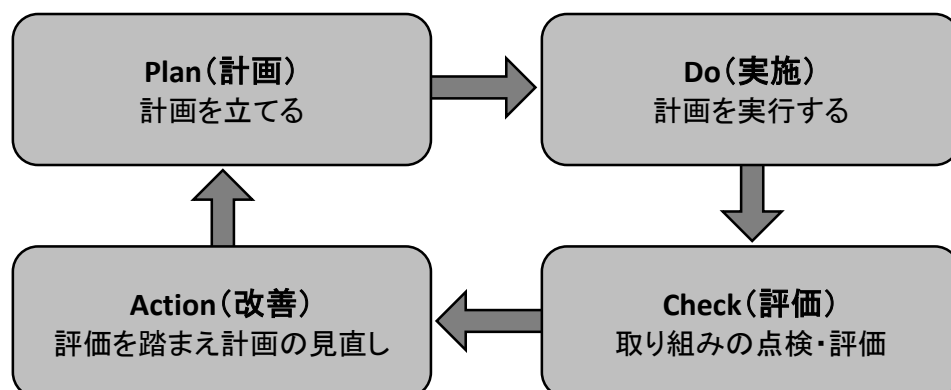
また、計画最終年度には、目標指標に設定している「成果指標」について、村民意識調査を実施し、達成状況の評価を行います。

② 村民参画を前提とした評価体制の構築

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、村民、社会福祉協議会並びに地域の関係機関や団体等が相互に連携・協働して地域の福祉を推進していくものです。

また、計画の策定は村民の参画を得て、村民の意見を計画に反映させていくことを基本としていることから、進行・評価においても村民参画を得た管理評価体制を構築します。

なお、計画の進行管理及び評価体制の構築にあたっては、計画策定に携わった「恩納村地域福祉推進計画策定委員会」の活用を検討します。





資料編

資料編

1. 策定委員会設置要綱

○恩納村地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

令和2年6月15日
要綱第13号

(設置)

第1条 恩納村地域福祉推進計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく恩納村地域福祉計画及び同法第109条に基づく恩納村地域福祉活動計画を合わせた計画をいう。以下「推進計画」という。）の円滑な推進を図り、地域住民がともに支え合う地域福祉の実現を目指すため、恩納村地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(作業部会)

第7条 委員会の資料収集、調査、分析、計画書案の作成等、策定作業を円滑に行うため作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に部長及び副部長を置き、部長は、福祉課地域福祉係長を充て、副部長は、部会員の中から部長が指名する。

3 部会は、部長が招集し、議長となる。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員会において、必要と認めるときは、村職員その他関係者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年恩納村条例第10号）の規定を適用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 委員名簿

令和2年度 恩納村地域福祉推進計画策定委員会委嘱名簿

NO	所属又は団体名称	氏 名	要綱
1	沖縄県社会福祉協議会 地域福祉部長	新崎 盛信	(1)
2	恩納村老人クラブ連合会 会長	新門信雄	(4)
3	恩納村婦人会 会長	勅使川原雅江	(4)
4	恩納村区長会 会長	比嘉 茂	(4)
5	恩納村民生委員・児童委員協議会 会長	山城郁夫	(3)
6	社会福法人 ゆうなの会 特別養護老人ホーム谷茶の丘・雅	※委員長 當山直彦	(3)
7	社会福祉法人 恩納村社会福祉協議会 事務局長	漢那 正	(3)
8	恩納村 学校教育課長	石川 司	(4)
9	恩納村 企画課長	喜久山 隆	(4)
10	恩納村 福祉課長	※副委員長 長浜保治	(4)
11	保健・医療機関	コロナ禍により委嘱保留	(2)
(1)学識経験者 (2)保健・医療関係者 (3)社会福祉関係者 (4)その他村長が必要と認めた者			

発行日 令和3年（2021年）3月

発行 恩納村 福祉課

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

電話：098-966-1207

